

II 出来形管理

(白紙)

目 次

出来形管理の方法.....	22
第3章 一般施工	
3節 共通的工種	
矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）・法枠工.....	23
吹付け工・植生工.....	24
縁石工・小型標識工・防止柵工.....	26
路肩防護柵工・区画線工・道路付属物工.....	27
桁製作工.....	28
工場塗装工・法覆基材工.....	32
4節 基礎工	
一般事項・法留基礎工・既製杭工・木杭工・場所打杭工.....	33
深礎工・オープンケーソン基礎工.....	34
ニューマチックケーソン基礎工・鋼管矢板基礎工.....	34
5節 石・ブロック積（張）工	
コンクリートブロック工・緑化ブロック工・石積（張）工.....	35
6節 一般舗装工	
アスファルト舗装工.....	36
コンクリート舗装工.....	38
アスファルト舗装補修工.....	39
10節 仮設工	
土留・仮締切工.....	40
立坑工・立坑土工.....	41
第4章 土工	
3節 道路土工	
掘削工・路体盛土工・路床盛土工・路肩盛土（二次施工分）.....	42
法面整形工・裏込工・凍上抑制層.....	44
5節 河川・海岸土工	
掘削工・盛土工・法面整形工.....	45
第5章 無筋・鉄筋コンクリート	
7節 鉄筋工	
組立て.....	46
第6章 用排水路工事	
5節 水路工	
現場打コンクリート水路工・プレキャストトラフ水路工.....	47
6節 護岸工	
コンクリートブロック工・多自然型護岸工.....	47
護岸付属物工・柵渠工.....	48
8節 カルバート工	
現場打カルバート工.....	48
プレキャストカルバート工.....	49
9節 サイホン工	
現場打サイホン工.....	49
10節 分水工	
現場打分水工.....	50
11節 落差工	
現場打落差工.....	50

12 節	放水工	
	現場打放水工.....	50
第 7 章	管水路工事	
5 節	管体工	
	コンクリート管類設置工.....	51
	硬質ポリ塩化ビニル管布設工・ポリエチレン管布設工.....	52
	強化プラスチック複合管布設工・ダクタイル鋳鉄管布設工.....	53
	鋼管布設工.....	54
第 8 章	ダム	
4 節	フィルダム	
	盛立工.....	56
5 節	基礎グラウチング工	
	ボーリング工.....	56
6 節	洪水吐工	
	コンクリート工.....	56
第 9 章	コンクリート橋上部	
3 節	工場製作工	
	プレビーム用桁製作工.....	57
4 節	P C 橋工	
	プレテンション桁購入工.....	58
	ポストテンション桁製作工.....	59
	支承工.....	60
	架設工.....	62
	床版・横組工.....	62
	落橋防止装置工.....	62
5 節	プレビーム桁橋工	
	プレビーム桁製作工.....	63
	支承工.....	63
6 節	P C ホロースラブ橋工	
	架設支保工・支承工・P C ホロースラブ桁製作工.....	64
7 節	R C ホロースラブ橋工	
	架設支保工・支承工・R C 場所打ホロースラブ製作工.....	65
8 節	P C 版桁橋工	
	P C 版桁製作工.....	66
9 節	P C 箱桁橋工	
	架設支保工・P C 箱桁製作工.....	66
10 節	P C 片持箱桁橋工	
	P C 片持箱桁製作工・架設工.....	67
11 節	P C 押出し箱桁製作工	
	P C 押出し箱桁製作工・架設工.....	68
12 節	橋梁付属物工	
	伸縮装置工.....	69
	地覆工・橋梁用防護柵工・橋梁用高欄工.....	70

第 10 章	鋼橋上部	
3 節	工場製作工	
	鑄造費（支承工）	71
	桁製作工	73
	検査路製作工・鋼製伸縮継手製作工・落橋防止装置製作工	74
	鋼製排水管製作工・橋梁用防護柵製作工	74
	アンカーフレーム製作工・工場塗装工・仮設材製作工	75
4 節	鋼橋架設工	
	架設工	76
	支承工	77
5 節	橋梁現場塗装工	
	現場塗装工	79
6 節	床版工	
	床版工	79
7 節	橋梁付属物工	
	伸縮装置工・落橋防止装置工・地覆工	80
	橋梁用防護柵・橋梁用高欄工・踏掛版工	81
第 11 章	橋梁下部工	
5 節	橋台工	
	橋台躯体工	82
6 節	R C 橋脚工	
	R C 橋脚躯体工	83
	刃口金物製作工	85
第 12 章	頭首工	
4 節	可動（固定）躯体工	
	床版（躯体）工	85
	堰柱工・門柱工・ゲート操作台工	86
	水叩（エプロン）工・洪水吐工	87
	土砂吐工・取付擁壁工	88
5 節	護床工	
	一般事項（異形ブロック）	88
第 13 章	機場下部	
3 節	機場本体工	
	本体工	88
第 14 章	道路	
6 節	擁壁工	
	場所打擁壁工・プレキャスト擁壁工・補強土壁工	89
9 節	排水構造物工（小型水路工）	
	側溝工	89
10 節	路盤工	
	凍上抑制層・路盤工	90
11 節	舗装工	
	アスファルト舗装工	90
	コンクリート舗装工・路面切削工	91

13 節	防護柵工	
	防護柵工.....	92
15 節	道路付属物施設工	
	縁石工・区画線工.....	92
第 15 章	客土	
3 節	客土	
	土取場・運搬土量.....	93
	放下整理・攪拌	94
第 16 章	暗渠排水	
3 節	暗渠排水工	
	暗渠排水工.....	95
第 17 章	畑かん施設工事	
5 節	管体工	
	管体工.....	98
第 18 章	営農飲雑用水施設工事	
5 節	管体工	
	管体工.....	99
第 19 章	農用地・草地工事	
3 節	農用地整備工	
	基盤整地（簡易整地工）	100
	改良山成工.....	100
4 節	農用地造成工	
	畑面処理工.....	100
	改良山成工.....	101
5 節	草地整備工	
	起伏修正工（Ⅰ）・起伏修正工（Ⅱ）	102
6 節	草地造成工	
	草地造成工（Ⅰ）・草地造成工（Ⅱ）	103
7 節	暗渠排水工	
	暗渠排水工.....	103
10 節	石礫除去工	
	石礫除去工.....	103
11 節	基盤改良	
	心土破碎工・透水渠工.....	104
12 節	隔障物工	
	隔障物工・パドック工.....	104
	堆肥盤バンカーサイロ工.....	106
第 20 章	植栽	
1 節	植栽工	
	植栽工.....	107
第 21 章	地すべり防止工	
9 節	抑止アンカー工	
	抑止アンカー工.....	108

第 23 章	区画整理工事	
3 節	整地工	
	整地工.....	109
4 節	畦畔工	
	畦畔工.....	110
8 節	用水路工	
	プレキャスト水路工.....	110
10 節	排水路工	
	プレキャスト水路工.....	110
第 24 章	砂利道路路面処理工事	
4 節	表層工[アーマコート (3 層式標準型、改良型)]	
	施工.....	111
第 25 章	海岸保全施設整備工事	
5 節	護岸基礎工	
	捨石・場所打コンクリート工.....	112
6 節	護岸工 (表法被覆工)	
	海岸ブロック工・コンクリート被覆工.....	113
7 節	天端被覆工	
	アスファルト被覆工.....	114
8 節	波返工	
	波返工.....	114
9 節	裏法被覆工	
	コンクリート被覆工・アスファルト被覆工.....	114
10 節	根固め工	
	捨石工・根固めブロック工.....	115
14 節	排水工	
	洗掘防止工.....	115
15 節	突堤堤体工	
	ケーソン工.....	116
	セルラー工.....	118
	方塊直積消波ブロック製作・方塊直積消波ブロック据付・海岸ブロック工.....	119
	場所打コンクリート工.....	120
第 26 章	ため池改修工事	
3 節	堤体工	
	堤体盛立工.....	121
5 節	洪水吐工	
	洪水吐工.....	121
6 節	取水施設工	
	取水施設工.....	121
	土砂吐ゲート工.....	122
別表ア	管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) のジョイント間隔管理基準値.....	123
別表イ	管水路 (ダクタイル鋳鉄管) ジョイント間隔管理基準値.....	126
別表ウ	管水路 (強化プラスチック複合管) ジョイント間隔管理基準値.....	128

出来形管理の方法

1 (出来形管理と要領)

出来形管理と要領は、原則として別紙出来形管理基準による。

2 (契約書に関する措置)

この基準にかかわらず、第 25 条～第 28 条の規定により請負金額が変更となるおそれのあるときはあらかじめ出来形を測定する。

3 (規格値)

規格値とは契約目的物に要求する出来形等の許容限界値を言い、規格値を満足させるに必要な管理目標を設けて管理する。

4 (管理の方法)

(1) 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して測定記録した結果一覧表を作成し管理するものとする。（「V 施工管理記録様式」に取りまとめ提出する。）また、測定値が 20 点以上のものについては、出来形管理図表（出来形管理図〔工程能力図〕または度数表〔ヒストグラム〕）を作成し管理するものとする。

ただし、箇所単位のものについては、構造図表等に実測値を併記するものとする。

(2) 管理の初期は、測定頻度を大きくし、慎重に行うものとし、測定値が甚だしく偏向する場合、バラツキが大きい場合はその原因を是正し、常に所要の規格が得られるように管理するものとする。

(3) 管理基準で構造物の基準高と盛土の基準高が不一致の場合等は、精度の高い方に合わせるものとする。

(4) 測定値が規格値の範囲内であっても打継目・ジョイント等に段差を生じないように取付けをスムーズにするものとする。

(5) 出来形寸法は工事監督員の了解により型枠建込み時の寸法測定値をもって替えることが出来る。この場合、出来形の結果については受注者の責任とする。

(6) 配筋図及び加工図は、出来形図に添付する必要はない。

(7) 同一測定値（平面図、縦断図の作工物測点等）の出来形の測定値の併記については、どちらか一方を省略できる。

(8) 土量の確認について、土捨場が共用し確認図面が作成できない場合は、トラック積載量により確認する。

(9) 「測定基準」において、「50mにつき 1 箇所」となっているものは、50m 毎に区切ったスパン内において 1 箇所測定するものとする。

5 (整理の要領)

出来形管理の結果は、別紙標準様式によりとりまとめるものとする。

なお、それ以外の様式を使用する場合は工事監督員と協議するとともに、農業土木工事施工管理基準に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自ら確認するものとする。

6 (提出)

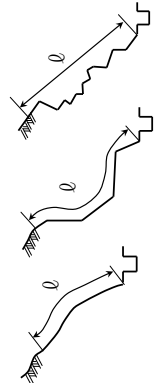
測定結果一覧表等は完成検査の際に 1 部提出するものとする。

また、一部完成検査・既成部分検査・中間検査の際は、測定結果一覧表等を検査員に提示し、確認の資料とするものとする。

出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3	3 共通の工種	4	矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽重鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高	±50	基準高は施工延長50mにつき1箇所、50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長25mにつき1箇所、延長25m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		指定仮設は 3-10-6-1 による
				根入長	設計値以上			
				変位	100			
3	3 共通の工種	5	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長	-100	施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 枠延長 100m につき 1 箇所、枠延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		曲線部は、設計図書による
				法長	-200			
				枠中心間隔	±100			
3	3 共通の工種	5	法枠工 (ブレイキャスト法枠工)	高さ	-30	1 施工箇所毎		
				幅	-30			
				延長	-200			
3	3 共通の工種	5	法枠工 (ブレイキャスト法枠工)	法長	-100	施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
				法長	-200			
				延長	-200			

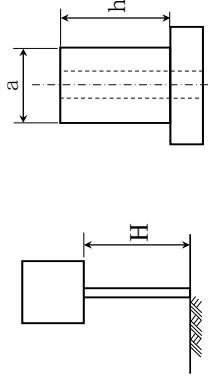
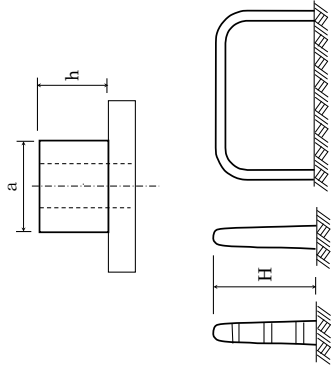
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3	一般施工	6	吹付け工 (コンクリート) (モルタル)	厚さ	-10	施工面積 200 m ² につき 1 箇所以上、面積 200 m ² 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。検査孔により測定。		
				t	-20			
3	一般施工	7	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (巾松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	延長	-100	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 計測手法については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
				法長 ℓ	-50			
3	共通の工種	1	切土工	延長	-200	1 施工箇所毎 計測手法については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
				延長 L	-200			
3	共通の工種	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (巾松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 $\ell < 5 \text{ m}$	-200	施工延長 50mにつき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
				切土法長 $\ell \geq 5 \text{ m}$	法長の -4%			
3	一般施工	7	盛土工	盛土法長 $\ell < 5 \text{ m}$	-100	計測手法については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
				盛土法長 $\ell \geq 5 \text{ m}$	法長の -2%			
3	共通の工種	1	延長	延長 L	-200	1 施工箇所毎		
				延長	-200			

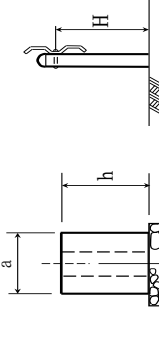
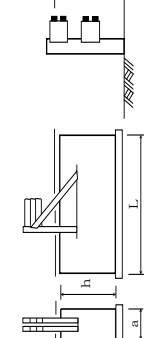
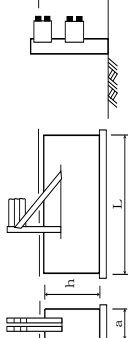
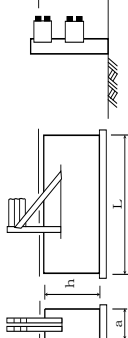
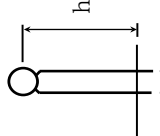
出来形管理基準

3	一般施工								
3	共通の工種								
7	2	植生工 (植生基材吹付工) (落土吹付工)	厚さ t	t < 5 cm t ≥ 5 cm	-10 -20	施工面積200㎡につき1箇所、面積200㎡以下のものは1施工箇所につき2箇所。検査孔により測定。 計測手法については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
			法長 φ	φ < 5 m φ ≥ 5 m	-200 法長の -4%	施工延長50mにつき1箇所。 延長 50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
			延長	L	-200	1施工箇所毎 計測手法については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			

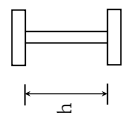
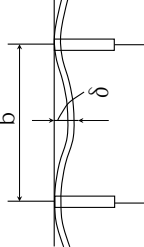
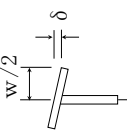
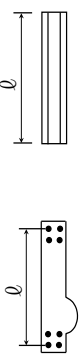
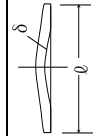
出来形管理基準

章	節	枝条番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3	3	一般施工	緑石工	延長	-200	1箇所/1施工箇所		
3	3	一般施工	小型標識工	設置高さ 幅 高さ 根入れ長	設計値以上 -30 -30 設計値以上	1箇所/1基 基礎1基毎		
3	3	一般施工	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎幅 基礎高さ パイプ取付高	-30 -30 +30 -20	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。 1箇所/1施工箇所		

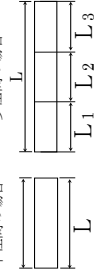
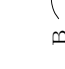
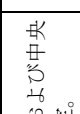
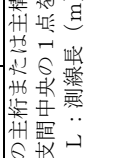
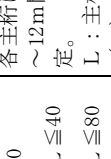
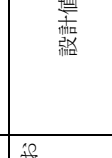
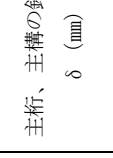

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3	一般施工	3	11	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	a	1 箇所/施工延長 40m 40m 未満のものは 2 箇所/1 施工箇所		※ワイヤロープ式防護柵にも適用する。
					高さ	h	1 箇所/1 施工箇所		
3	一般施工	3	11	路側防護柵工 (ガードケーブル)	ビーム取付高	H	1 箇所/1 基礎毎		
					基礎	a	1 箇所/1 基礎毎		
3	一般施工	3	11	路側防護柵工 (ガードケーブル)	高さ	h	1 箇所/1 基礎毎		
					長さ	L	1 箇所/1 施工箇所		
3	一般施工	3	12	区画線工	ケーブル取付高	H	1 箇所/1 施工箇所		破線の長さは 1 箇所 30m 区間で測定し、その平均値を L とする。
					幅	H	1 箇所/1 施工箇所		
3	一般施工	3	12	区画線工	長さ (破線の塗布長)	+20、-5 個々の (平均値) 測定値 ± 200 L ≥ 0	施工区間延長 10 km 毎に 1 箇所測定し最低 3 箇所とする。ただし、施工区間延長が 2 km 以下の場合には 1 箇所とする (車線境界線、外測線は上下線とも測定)		出来形管理書類として、施工箇所などを記入した路線図、平面図及びその他の調書を提出すること。
					長さ (破線の間隔)	個々の (平均値) 測定値 ± 200 L ≤ 0			
3	一般施工	3	13	道路付属物工 (視線誘導標工)	路面表示		路面表示 横断歩道：全箇所 文字矢印：各種類毎に 4 個に 1 個、各部の寸法を測定。		
					幅	+10、-5			
3	一般施工	3	13	道路付属物工 (視線誘導標工)	長さ	-100			
					文字の矢印の寸法	± 50			
3	一般施工	3	13	道路付属物工 (視線誘導標工)	厚さ (溶融式のみ)	設計値以上	各線毎に、1 箇所測定。		
					高さ	± 30	1 箇所/10 本 10 本以下の場合は 2 箇所測定。		

出来形管理基準

章	節	3 一般施工	3 共通の工種	枝番	1	工種	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (※シミュレーション/仮組立検査を含む)	区分	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		測定箇所	摘要
											鋼桁等	トラス・アーチ等		
	14								フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2……w ≤ 0.5 ±3……0.5 < w ≤ 1.0 ±4……1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)……2.0 < w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取つた部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づき試験成績表に代えることができる。	 I型鋼桁 トラス弦材		
								部材	鋼桁及びトラス等の部材の腹板の平面度 δ (mm)	h/250 b/150	主桁 各支点及び支間中央付近を測定。 h: 腹板高 (mm) b: 腹板またはリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)			
								精度	フランジの直角度 δ (mm)	w/200				
									鋼桁 トラス、アーチなど	±3…… δ ≤ 10 ±4…… δ > 10 ±2…… δ ≤ 10 ±3…… δ > 10	原則として仮組立をしない状態の部材について主要部材全数を測定。	トラス・アーチの弦材 桁材 		
									部材長 l (m) 圧縮材の曲り δ (mm)	δ/1,000	主要部材全数を測定。 l: 部材長 (mm)			

出来形管理基準

章	節	3 一般施工	3 共通の工種	枝番	1	工種	仮組立精度	区分	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		測定箇所	摘要
											鋼桁等	トラス・アーチ等		
3	14	3	共通の工種	枝番	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (※シミュレーション ン仮組立検査を含む)	仮組立精度		全長 L (m) 支間長 L _n (m)	±(10+L/10) ±(10+L _n /10)	各桁毎に全数を測定。			
									主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4.....B ≤ 2 ±(3+B/2) ... B > 2	各支点および各支間中央付近を測定。			
									主構の組立高さ h (m)	±5.....h ≤ 5 ±(2.5+h/2) ... h > 5	両端部および中央部を測定。			
									主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5...L ≤ 100 25.....L > 100	最も外側の主桁または主構について支点および支間中央の1点を測定。 L：測線長 (m)			
									主桁、主構のそり δ (mm)	-5~+5...L ≤ 20 -5~+10...20 < L ≤ 40 -5~+15...40 < L ≤ 80 -5~+25...80 < L ≤ 200	各主桁について10~12m間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)			
									主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			
									主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)			
									現場継手部の隙間 δ1, δ2 (mm)	設計値±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。			

出来形管理基準

章	節	3 一般施工	3 共通の工種	枝番	2	工種	桁製作工 (反組立による検査を実施しない場合)	区分	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		測定箇所	摘要		
											鋼桁等	トラス・アーチ等				
3	14	3	共通の工種	2	桁製作工 (反組立による検査を実施しない場合)	工種	桁製作工 (反組立による検査を実施しない場合)	区分	フランジ幅	w (mm)	$\pm 2 \dots \dots w \leq 0.5$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取つた部材の中央付近を測定。	トラス・アーチ等	I型鋼桁 トラス弦材		
									腹板高	h (mm)	$\pm 3 \dots \dots 0.5 < w \leq 1.0$					
									腹板間隔	b' (mm)	$\pm 4 \dots \dots 1.0 < w \leq 2.0$					
											$\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$					
										板の平面度	ω (mm)	$h/250$	主桁 各支点及び支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板またはリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		I型鋼桁 トラス弦材	
										箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート		$b/150$				
										フランジの直角度	δ (mm)	$w/200$	主要部材全数を測定。		トラス・アーチの弦材 桁材	
										鋼桁		$\pm 3 \dots \dots \theta \leq 10$				
										トラス、アーチなど		$\pm 4 \dots \dots \theta > 10$				
										伸縮継手		$\pm 2 \dots \dots \theta \leq 10$ $\pm 3 \dots \dots \theta > 10$ $-5 \sim +10 \dots \dots \theta \leq 10$ $-5 \sim +(5 + w/2) \dots \dots \theta > 10$				
		圧縮材の曲り	δ (mm)	$\theta/1,000$	主要部材全数を測定。 θ : 部材長 (mm)	トラス・アーチの弦材 桁材										

出来形管理基準

章	節	枝条番	工種	区分	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3	一般施工	14	桁製作工 (仮組立による検査を実施しない場合)	架設時組立精度	全長、支間長 L (m)	$\pm(20+L/5)$	各桁毎に全数を測定。 L：主桁・主構の支間長 (m)		
					通り δ (mm)	$\pm(10+2L/5)$	L：主桁・主構の支間長 (m)		
					そり δ (mm)	$\pm(25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長 (m)		
					主桁、主構の 中心間距離 B (mm)	$\pm 4 \dots \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \dots \dots B > 2$	各支間間及び各支間中央付近を測定		
					主桁の橋端における 出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定		
					主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ (mm)		
					現場継手部の隙間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm以下の場合は、隙 間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例、設計値が3mmの場合、隙間の許容 範囲は0mm~8mm)		

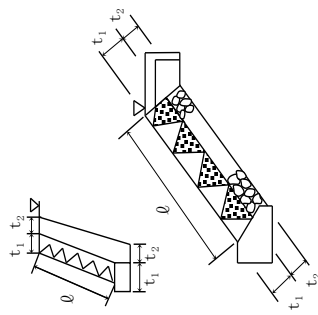
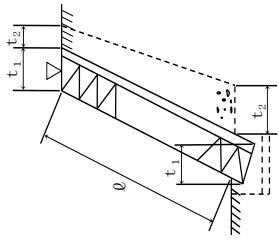
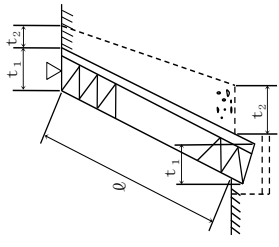
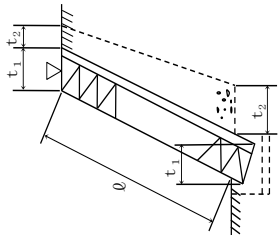
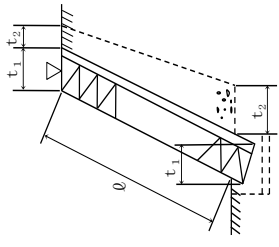
出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3	一般施工	3	15	工場塗装工	塗膜厚	塗	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは500㎡とする。</p> <p>1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>	<p>1. 測定位置</p> <p>1 測定断面当り、けたはすべて、対傾槽、横構は適当な3箇所を選定し測定。</p> <p>2. 測定箇所</p> <p>各測定位置での測定箇所は、部材の断面形状に従って次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> </div>	
						厚				
3	一般施工	3	17	法覆基材工	厚	<p>±50</p> <p>平均厚は設計厚以上とする。</p>	<p>3. 測定箇所数</p> <p>工事数量の規模に応じて同一塗料系、同一塗装方法、部材種別、作業姿勢等で500㎡単位のロットごとに25箇所以上となるようにする。</p>			
					t					

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3	一般施工	4	基礎工	基礎工	深礎工	基準高	▽	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		
						根入	長			
						偏心量	d			
						傾	斜			
						基礎径	D			
3	一般施工	4	基礎工	基礎工	オーブンケーソン基礎工	基準高	▽	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロット毎に測定。		
						ケーソンの長さ	ℓ			
						幅	a			
						高さ	h			
						壁厚	t ₁ 、t ₂			
						偏心量	d			
3	一般施工	4	基礎工	基礎工	ニューマチックケーソン基礎工	基準高	▽	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロット毎に測定。		
						ケーソンの長さ	ℓ			
						幅	a			
						高さ	h			
						壁厚	t ₁ 、t ₂			
						偏心量	d			
3	一般施工	4	基礎工	基礎工	鋼管矢板基礎工	基準高	▽	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。		
						根入	長			
						偏心量	d			

出来形管理基準

章	節	枝	種	工	種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3	一般施工	3	石・ブロック積(張)工	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積工) (コンクリートブロック張工)	1	基準	±50	施工延長 50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 厚さ以外の測定項目については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						法長	0 < 3 m			
						厚さ	-50			
3	一般施工	4	緑化ブロック工	石積、右張	1	基準	±50	施工延長 50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 厚さ以外の測定項目については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						法長	0 < 3 m			
						厚さ	-50			
3	一般施工	5	石・ブロック積(張)工	石積、右張	t1	基準	±50	施工延長 50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 厚さ以外の測定項目については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						法長	0 < 3 m			
						厚さ	-50			
3	一般施工	5	石・ブロック積(張)工	裏込工	t2	基準	-50	施工延長 50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 厚さ以外の測定項目については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						法長	0 < 3 m			
						厚さ	-50			
3	一般施工	5	石・ブロック積(張)工	延長	L	基準	-200	施工延長 50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 厚さ以外の測定項目については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						法長	0 < 3 m			
						厚さ	-50			

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)			
3	一般施工	6	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±50		基準高は延長 80m 毎に 1 箇所、割合とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 100m 毎に 1 箇所、割合に測定。 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。	・厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。とともに 10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値とする。
					厚さ	-45	-15			
					幅	-50				
				アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	※ ±90	+50 -15	情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理を実施する場合に適用する。 ※個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。		
					厚さ又は標高 較差	※ ±90	+50 -15			

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)			
3	一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-20	-7	幅は、延長100m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。	・厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 ・コアー採取について	
					幅	-50				
3	一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-12	-4	幅は、延長100m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定する。 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。	・コアー採取について	
					幅	-25				
3	一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さ又は標高較差	※ -25	-4	情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理を実施する場合に適用する。 ※個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。		
					厚さ	-9	-3			
3	一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-25		幅は、延長100m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。	・厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 ・コアー採取について	橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。
					平坦性	—	3mプロファイル メーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
				アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さ又は標高較差	※ -20	-3	情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理を実施する場合に適用する。 ※個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。		

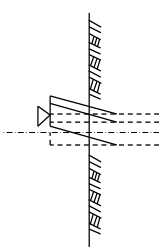
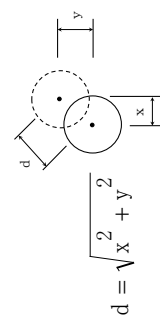
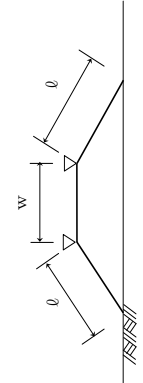
出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)			
3	一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 (歩道舗装工) (路肩舗装工) (取付道路舗装工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長100m毎に1箇所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアを採取して測定。 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。	・厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 ・コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					幅	-25				
3	一般施工	6	1	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後、各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。 幅は、延長100m毎に1箇所の割合で測定。 平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	・厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					幅	-25	コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより 機械舗設の場合 (σ) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm以下			
					平坦性	-				
					目地差		±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理を実施する場合に適用する。 ※個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。		
				コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さ又は標高較差	※ -22	-3.5			

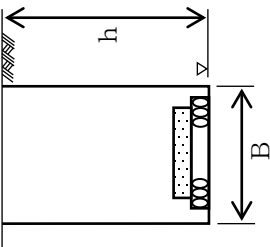
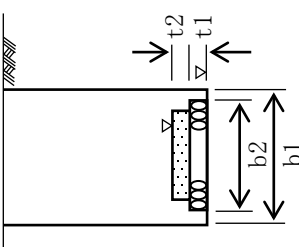
出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)			
3	一般施工	6	2	コンクリート舗装工 (セメント安定処理工)	厚	-30	-8	幅は、延長 100m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 箇所の割でコアーを採取して測定。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに 10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 ・コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 	
					幅	-50				
				アスファルト舗装補修工 (歩道舗装工) (路肩舗装工) (取付道路舗装工)	3-6-5 一般施工 一般舗装工に準ずる。					

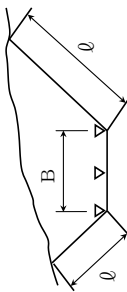
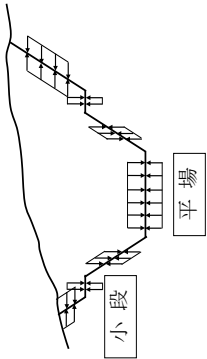
出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3	10	一般施工	6	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高	±100	基準高は施工延長50mにつき1箇所、50m以下のは1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
					根入長	設計値以上			
3	10	一般施工	6	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)		
					配置誤差	100			
3	10	一般施工	6	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高	-50	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のは1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
					天端幅	-100			
					法長	-100			
3	10	一般施工	6	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高	-50	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のは1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		

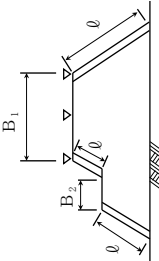
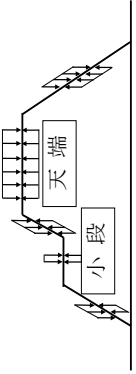
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3	10 仮設工	6	立坑工	基準高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
				寸法 B	±100			
				深さ h	±30			
3	10 仮設工	6	立坑土工	基準高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
				砕石基礎幅 b1	-50			
				砕石基礎厚 t1	-30			
				底板コンクリート基準高	±30			
				底板コンクリート幅 b2	-30			
				底板コンクリート厚 t2	-10			

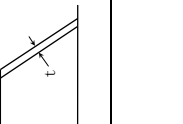
出来形管理基準

章	節	枝条番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
4	3	2	掘削工	基準高	±50	<p>施工延長 80mにつき1箇所、延長 80m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は道路中心線及び端部で測定。ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。</p>		
				幅	-100			
				$l < 5 \text{ m}$ $l \geq 5 \text{ m}$	-200			
			掘削工 (面管理の場合)	法長 l	法長 -4%			
				平均値	個々の計測値			
			平場	標高較差	±100	±150		
			水平又は標高較差	±70	±160			
			法面 (小段含む)					

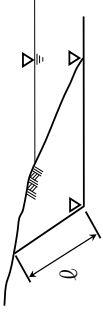
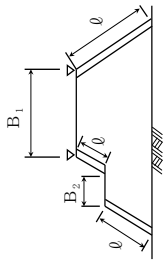
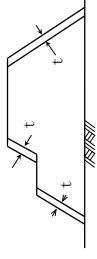
出来形管理基準

章	節	枝条番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
4	3	3	路体盛土工 路床盛土工 路肩盛土(二次施工分)	基準高	±50	施工延長 80mにつき 1箇所、延長 80m以下のものは 1 施工箇所につき 2箇所。 基準高は道路中心線及び端部で測定。ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。		
				幅	-100			
				法長 \varnothing	-100			
				法長 $\varnothing \geq 5m$	法長 -2%			
			路体盛土工 路床盛土工 路肩盛土(二次施工分) (面管理の場合)	天端	平均値 ±100	1. 情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれる。 3. 出来形測定は天端面(掘削の場合)は平場面)と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差又は水平較差を算出する。出来形測定密度は1点/m ² (平面投影面積あたり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±50mm以内に存在する計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、又は規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
法面(小段含む)	標高較差 ±150 水平又は 標高較差 ±80 ±190							

出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
4	3 道路土工	6	法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※ -30	施工延長 80mにつき 1 箇所、延長 80m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
4	3 道路土工	8	裏込工	厚さ	設計値以上	施工延長 80mにつき 1 箇所、延長 80m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		トランプ、擁壁等の裏込に適用
4	3 道路土工	11	凍上抑制層			3-6-5-1 アスファルト舗装工 (下層路盤工) に準ずる。		

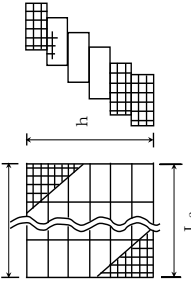
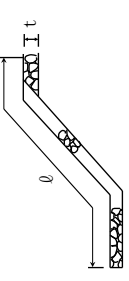
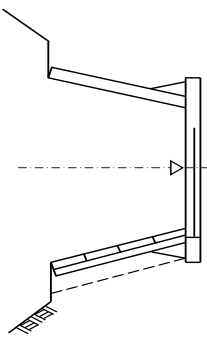
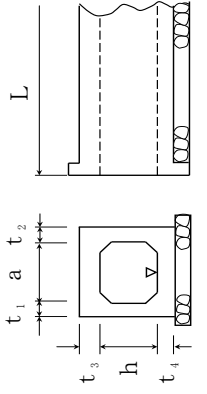
出来形管理基準

章	節	枝条番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
4	5	河川・海岸土工	掘削工	基準高	±50	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。		
				法長	-200			
4	5	河川・海岸土工	盛土工	基準高	±50	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法厚で測定。		
				幅	-100			
4	5	河川・海岸土工	法面整形工 (盛土部)	法長	-100	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
				法長	-2%			
4	5	河川・海岸土工	厚さ	※ -30				

出来形管理基準

章	節	枝番	工種	種類	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
5	無筋・鉄筋コンクリート	7	鉄筋工		平均間隔	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：本間の長さ n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロケット当たりに対して各面で一箇所以上測定。 最小かぶりとは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。但し、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。	<p>※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう</p>	注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、10-6-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックススカルパット（工場製作のプレキャスト製品は全て対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
					かぶり	設計値かぶり ±φ 最小かぶり以上			

出来形管理基準

章	節	支	種	工	種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測 定 箇 所	摘 要
6	6	5	2	多自然型護岸工 (ふとんかご) (かご枠)		高さ	h	施工延長 50mにつき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						延長	L ₁ 、L ₂			
6	6	8	1	護岸付属物工 (じゃかご)		基準高	▽	施工延長 50mにつき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						法長	φ < 3 m			
						φ	φ ≥ 3 m			
						厚さ	t			
6	6	10		柵渠工 (縦柱にH型鋼・コンクリート製品等を使用する場合)		基準高	▽	施工延長 100m に 1 箇所の割合で測定。 上記未満は 2 箇所測定。		1 設置時の値である。
						施工延長	長			
6	8	5		現場打カルバート工		基準高	▽	両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所。 1 施工箇所毎		
						厚さ	t ₁ ~ t ₄			
						幅 (内法)	a			
						高さ	h			
						延長	L < 20m			
							L ≥ 20m			

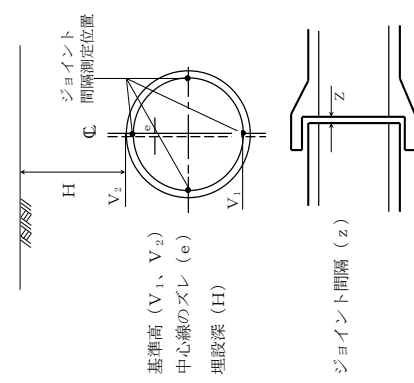
出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6	用排水路工事	8	1	プレキヤストカルバート工 (プレキヤストボックス工) (プレキヤストパイプ工)	基準高	±30	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ※印は現場打部分のある場合 1 施工箇所毎 計測手法については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 基準高・厚さ・幅・高さについては、施工延長50mにつき1箇所測定。上記未滿は2箇所測定。		
					※ 幅	-50			
					※ 高さ	-30			
					延長	-200			
6	用排水路工事	9	4	現場打サイホン工	基準高	±50			
					厚	-20			
					高さ	-20			
					中心のズレ (e)	直線部 ±50 曲線部 ±100			
スパン延長 (L)	直線部 ±20 曲線部 ±30								
施工延長	-0.1% ただし延長150m未滿 -150								

出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6	10	4	現場打分水工	中心のズレ (e)	直線部 ±20 曲線部 ±20	構造図の寸法表示箇所を測定。		
				基準高	▽ ±20			
				長さまたは間隔	指定された寸法の1%または-20を限度			
6	11	4	現場打落差工	厚さ	100未満 -5 100～300未満 -5 300以上 -5			
				流水に接する面の目違い	5			
				6-10-4 現場打分水工に準ずる。				
6	12	4	現場打放水工	6-10-4 現場打分水工に準ずる。				

出来形管理基準

章	節	条	工 種	測定項目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	管水路工事	5	管体工	埋設深	H	指定値以上		<ul style="list-style-type: none"> 埋設深が示されていない時は省略する。 基準高が示されていない時は省略する。 測定は埋戻し後の管底(V1)を原則とするが、φ1,350 mm以下または、管底での測定作業が困難な場合は管頂までの埋戻し後に管頂(V2)で測定。 基準高と埋設深の両方を測定の場合は、測定箇所が同じ位置とならないよう測定すること。 φ 300 mm以下は不要。ただし、別途指示のある場合は測定すること。 複合配管の場合
				標準高	V	±30 ただし被圧地下水のある場合 ±50		
				中心線のズレ	e	中心線から左右に 100	<p>直線部は延長概ね 50m、曲線部は概ね 10mに 1 箇所割合で測定。 上記未満は 2 箇所測定。 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。</p>	
				管と管の間隔	Z	指定値以上		
				施工延長		-0.10% ただし 200m未満 -200		
				ジョイント間隔	Z	別表アによる		<ul style="list-style-type: none"> 漏水試験が仕様書等で指示されている場合(テストバンド)は、漏水試験記録とジョイント間隔測定記録とは同一の用紙に記入する。

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
7	管水路工事	5	管体工	硬質ポリ塩化ビニル管布設工 ポリエチレン管布設工	埋設深 H	指定値以上	設計図書に示された埋設深については、施工延長概ね 100mにつき 1箇所 の割合で測定。 上記未満は 2 箇所測定。	<p>基準高 (V₁、V₂) 中心線のズレ (e) 埋設深 (H)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 埋設深が示されていない時は省略する。 基準高が示されていない時は省略する。 測定は埋戻し後の管底 (V₁) を原則とするが、φ1,350 mm以下または、管底での測定作業が困難な場合は管頂までの埋戻し後に管頂 (V₂) で測定。 基準高と埋設深の両方を測定の場合は、測定箇所が同じ位置とならないよう選定すること。
					基準高 V	±50	設計図書に示された基準高については、施工延長概ね 100mにつき 1箇所 の割合で測定。 上記未満は 2 箇所測定。		
					中心線のズレ e	中心線から左右に 120	直線部は延長概ね 50m、曲線部は概ね 10mに 1 箇所の割合で測定。 上記未満は 2 箇所測定。		<ul style="list-style-type: none"> φ 300 mm以下は不要。ただし、別途指示のある場合は測定すること。
					管と管の間隔	指定値以上			<ul style="list-style-type: none"> 複合配管の場合
					施工延長	-0.10% ただし 200m未満 -200	1 施工箇所毎		
					たわみ率	±5%	施工延長概ね 50mにつき 1 箇所の割合 で測定。 上記未満は 2 箇所測定。 測定は定尺管の中央部とする測定時期は管据付時（接合完了後）、管頂埋戻し時及び埋戻し完了時とする。（測点間隔は 50m を原則とする）	<p>たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100$ (%) $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dr + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管径 900 mm以上に適用する。 矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻し時に測定。

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	種類	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
7	管水路工事	3		強化プラスチック複合管布設工	埋設深 H	指定値以上	設計図書に示された埋設深については、施工延長概ね 100mにつき 1 箇所以上の割合で測定。 上記未満は 2 箇所測定。	<p>ジョイント間隔測定位置</p> <p>埋設深 (H)</p> <p>中心線のズレ (e)</p> <p>基準高 (V₁、V₂)</p> <p>ジョイント間隔 (Z)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 埋設深が示されていない時は省略する。 基準高が示されていない時は省略する。 測定は埋戻し後の管底 (V₁) を原則とするが、φ1,350 mm以下または、管底での測定作業が困難な場合は管頂までの埋戻し後に管頂 (V₂) で測定。 基準高と埋設深の両方を測定の場合は、測定箇所が同じ位置とならないよう選定すること。 φ 300 mm以下は不要。ただし、別途指示のある場合は測定すること。 複合配管の場合 漏水試験が仕様書等で指示されている場合は (テストバンド) は、漏水試験記録とジョイント間隔測定記録とは同一の用紙に記入する。 	
		4		ダクタイル鋳鉄管布設工	基準高 V	±30 ただし被圧地下水のある場合 ±50	直線部は延長概ね 50m、曲線部は概ね 10mに 1 箇所の割合で測定。 上記未満は 2 箇所測定。 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。			<p>たわみ率の計算</p> $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ <p>又は $[2R - (Dr + t)]$</p> <p>2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>
					ジョイント間隔 Z	別表イ、ウによる	ジョイント間隔、ゴム輪位置については 50mに 1 箇所の割合で測定。			
					施工延長	±5%	施工延長概ね 50mにつき 1 箇所の割合で測定。上記未満は 2 箇所測定。 測定は定尺管の中央部とする測定時期は管据付時 (接合完了後)、管頂埋戻し及び埋戻し完了時とする。(測点間隔は 50mを原則とする)	1 施工箇所毎		<ul style="list-style-type: none"> 管径 900 mm以上に適用する。 矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻し完了時に測定。

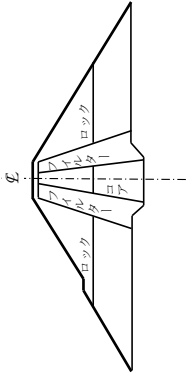
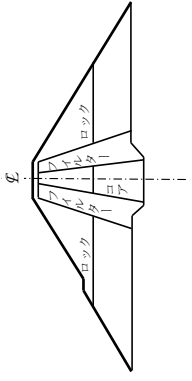
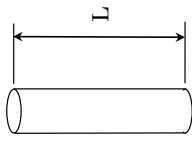
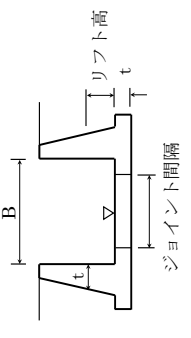
出来形管理基準

章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	管水路工事	5		鋼管布設工	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 種 JIS G3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) JIS G3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管-第2部:異形管) WSP A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管) 寸 法 80A ~ 3,500A 塗覆装方法 管外面 長寿命形プラスチック被覆とする。 管内面 エポキシ樹脂塗装とする。 接 合 法 突き合わせ溶接継手とする。 工 法 通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。				
						埋 設 深 H	指定値以上	設計図書に示された埋設深については、施工延長概ね100mにつき1箇所 の割合で測定。 上記未満は2箇所測定。	
					基 準 高 V	±30 ただし被圧地下水のある場合 ±50	設計図書に示された基準高については、施工延長概ね100mにつき1箇所 の割合で測定。 上記未満は2箇所測定。	<p>基準高 (V₁、V₂) 中心線のズレ (e) 埋設深 (H)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基準高が示されていない時は省略する。 測定は埋戻し後の管底 (V₁) を原則とするが、φ1,350 mm以下の測定は、管底での測定作業が困難な場合は管頂までの埋戻し後に管頂 (V₂) で測定。 基準高と埋設深の両方を測定の場合は、測定箇所が同じ位置とならないよう選定すること。
					中心線のズレ e	中心線から左右に ±45	直線部は延長概ね50m、曲線部は概ね10mに1箇所 の割合で測定。 上記未満は2箇所測定。		<ul style="list-style-type: none"> 測定は管頂まで埋戻し時の管頂を原則とする。
					管 と 管 の 間 隔	指定値以上			<ul style="list-style-type: none"> 複合配管の場合

出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
7	管水路工事	5	鋼管布設工	施工延長	-0.10% ただし延長200m未満は -200	1 施工箇所毎 施工延長概ね50mにつき1箇所の割合で測定。 上記未滿は2箇所測定。 測定は定尺管の中央部とする測定時期は管据付時(接合完了後)、管頂戻時及び埋戻完了時とする。(測点間隔は50mを原則とする)	<p>たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100$ (%) $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dr + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管径900mm以上に適用する。 矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定。
				たわみ率	±5%			

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8	4	1	1	盛立工 (コア一部)	基準高	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローラ)の場合		
					外側境界線	-0 +500			
8	4	1	2	盛立工 (フィルタ一部)	基準高	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローラ)の場合		
					外側境界線	-0 +1,000			
					盛立幅	-0 +1,000			
8	4	1	3	盛立工 (ロック部)	基準高	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		
8	5	2		ボーリング工	深度	設計値以上	ボーリング毎		
					配置誤差	±100			
8	6	2		コンクリート工	基準高	±20	1回/1施工箇所		
					ジョイント間隔	±30			
					厚さ	±20			
					幅	±40			
					リフト高さ	±20			
					長さ	±100			

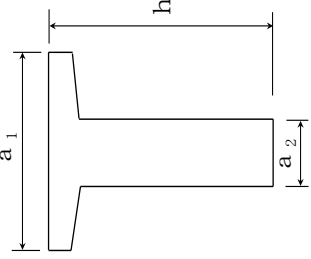
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	区分	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9	コンクリート橋上部工	2	プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m)	±2..... w ≤ 0.5 ±3...0.5 < w ≤ 1.0 ±4...1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w/2) 2.0 < w	各支点および各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	
					腹板高 h (m)				
					フランジの直角度 δ (mm)	w/200			
					部材長 ℓ (m)	±3..... ℓ ≤ 10 ±4..... ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数を測定。		
				仮組立時	主桁のそり δ (mm)	-5 ~ +5 (L ≤ 20) -5 ~ +10 (20 < L ≤ 40)	各主桁について10~12m間隔を測定。		

出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
9	コンクリート橋上部工	4	PC橋工	1	桁長 L (mm)	±L/1,000	<p>桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に代えることができる。</p>		
					断面の外形寸法 (mm)	±5			
					橋桁のそり δ_1 (mm)	±8			
					横方向の曲がり δ_2 (mm)	±10			
9	コンクリート橋上部工	4	PC橋工	2	桁長 L (mm)	±10……L ≤ 10m ±L/1,000…… L > 10m	<p>桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に代えることができる。</p>		
					断面の外形寸法 (mm)	±5			
					橋桁のそり δ_1 (mm)	±8			
					横方向の曲がり δ_2 (mm)	±10			

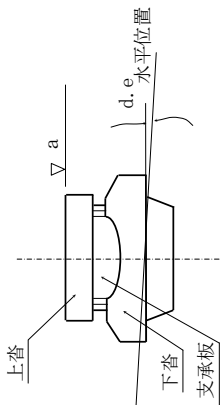
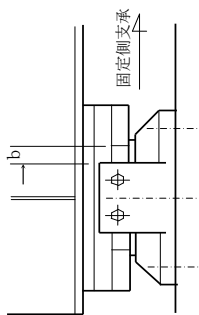
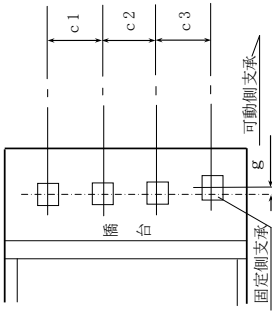
出来形管理基準

章	節	枝番	工 種	測定項目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9	コンクリート橋上部工	4	PC橋工	幅 (上)	+10	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスト シング後測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づ く試験成績表に代えることができる。		
				幅 (下)	-5			
				高 さ	+10 -5			
				桁 長	$\varnothing < 15\text{m} \cdots \pm 10$	\varnothing : 支 間 長 (m)		
				支 間 長	$\varnothing \geq 15\text{m} \cdots \pm (\varnothing - 5)$ かつ-30mm以内			
				横方向、最大タワミ	0.8 \varnothing			

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9	コンクリート橋上部工	4	PC橋工	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合 を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定。 注2) 可動支承の遊間 (La、Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋 支承便覧の規格値を満たすことを 確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。詳細は、道路 橋支承便覧参照。		
					可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上			
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5			
					橋軸方向	1/100			
				橋軸直角方向					
					水平度	5			
				可動支承の橋軸方向 のずれ 同一支承線上の相対 誤差					
					可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移 動量 計算値の1/2以上			

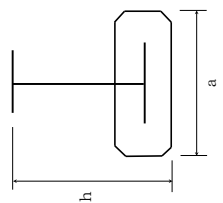
出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9	コンクリート橋上部工	4	PC橋工	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。		
					可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上			
		6			支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定。 注2) 可動支承の遊間(La、Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
		橋軸方向 橋軸直角方向	1 / 300						
						水平度			
					可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5			
					可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上			

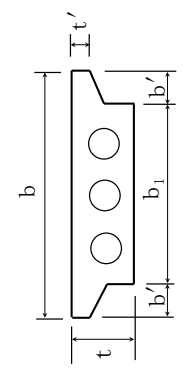
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9	コンクリート橋上部工	7	架設工(クレーン架設) 架設工(架設桁架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。		
				桁の中心間距離	—			
				そり	—			
9	4	9	床版・横組工	10-6-2 床版工に準ずる。				
9	コンクリート橋上部工	4	落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定。 D：アンカーボルト径(mm)		
				アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内			

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
9	コンクリート橋上部工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅	a	±5	 <p>桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレンディング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 \varnothing : 支間長 (m)</p>		
					高さ	h	+10 -5			
					桁長	\varnothing	$\varnothing < 15\text{m} \cdot \pm 10$			
					支間長	\varnothing	$\varnothing \geq 15\text{m} \cdot \pm (\varnothing - 5)$ かつ -30 mm以内			
					横方向最大タワミ	0.8 \varnothing				
9	コンクリート橋上部工	3	1	支承工 (鋼製支承)	9-4-6-1	支承工 (鋼製支承) に準ずる。				
9	コンクリート橋上部工	3	2	支承工 (ゴム支承)	9-4-6-2	支承工 (ゴム支承) に準ずる。				

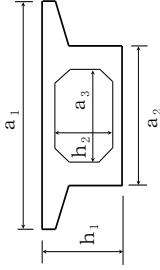
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要											
9	6	2	架設支保工(固定)	9-4-7 架設工に準ずる。															
9	6	3	支承工 (鋼製支承)	9-4-6-1 支承工 (鋼製支承) に準ずる。															
9	6	3	支承工 (ゴム支承)	9-4-6-2 支承工 (ゴム支承) に準ずる。															
9	6	4	PCホロースラブ製作工	<table border="1"> <tr> <td>基準高</td> <td>▽</td> <td>±20</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>b</td> <td>+30~-5</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>t</td> <td>+20~-10</td> </tr> <tr> <td>桁長</td> <td>ℓ</td> <td>ℓ<15m…±10 ℓ≥15m…±(ℓ-5) かつ-30mm以内</td> </tr> </table>	基準高	▽	±20	幅	b	+30~-5	厚さ	t	+20~-10	桁長	ℓ	ℓ<15m…±10 ℓ≥15m…±(ℓ-5) かつ-30mm以内	<p>桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 箇所 (支点付近) で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 箇所。 * 鉄筋の出来形管理基準については、10-6-2 床版工に準ずる。</p> <p style="text-align: right;">ℓ : 桁長 (m)</p>		
基準高	▽	±20																	
幅	b	+30~-5																	
厚さ	t	+20~-10																	
桁長	ℓ	ℓ<15m…±10 ℓ≥15m…±(ℓ-5) かつ-30mm以内																	

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9	コンクリート橋上部工	7	RC ホロースラブ橋工	架設支保工 (固定)	9-6-2 架設支保工 (固定) に準ずる。				
9	コンクリート橋上部工	7	RC ホロースラブ橋工	支保工 (鋼製支承)	9-4-6-1 支保工 (鋼製支承) に準ずる。				
9	コンクリート橋上部工	7	RC ホロースラブ橋工	支保工 (ゴム支承)	9-4-6-2 支保工 (ゴム支承) に準ずる。				
9	コンクリート橋上部工	7	RC ホロースラブ橋工	RC場所打ホロースラブ製 作工	9-6-4 PCホロースラブ製作工に準ずる。				

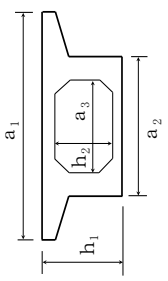
出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要																																															
9	9	8		PC版桁橋工	9-6-4 PCホロースラブ製作工に準ずる。																																																			
9	9	9		架設支保工 (固定)	9-6-2 架設支保工 (固定) に準ずる。																																																			
9	9	4		PC箱桁製作工	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>高</th> <th>▽</th> <th>±20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅 (上)</td> <td>a₁</td> <td></td> <td>+30</td> </tr> <tr> <td>幅 (下)</td> <td>a₂</td> <td></td> <td>-5</td> </tr> <tr> <td>内空幅</td> <td>a₃</td> <td></td> <td>+30</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>h₁</td> <td></td> <td>-5</td> </tr> <tr> <td>内空高さ</td> <td>h₂</td> <td></td> <td>+10</td> </tr> <tr> <td>桁長</td> <td>ℓ</td> <td></td> <td>-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>+10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ℓ < 15m : ±10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ℓ ≥ 15m : ± (ℓ-5)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>かつ -30 mm以内</td> </tr> </tbody> </table>	基準	高	▽	±20	幅 (上)	a ₁		+30	幅 (下)	a ₂		-5	内空幅	a ₃		+30	高さ	h ₁		-5	内空高さ	h ₂		+10	桁長	ℓ		-5				+10				-5				ℓ < 15m : ±10				ℓ ≥ 15m : ± (ℓ-5)				かつ -30 mm以内	<p>桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 * 鉄筋の出来形管理基準については、10-6-2 床版工に準ずる。</p> <p style="text-align: center;">ℓ : 桁長 (m)</p>		
基準	高	▽	±20																																																					
幅 (上)	a ₁		+30																																																					
幅 (下)	a ₂		-5																																																					
内空幅	a ₃		+30																																																					
高さ	h ₁		-5																																																					
内空高さ	h ₂		+10																																																					
桁長	ℓ		-5																																																					
			+10																																																					
			-5																																																					
			ℓ < 15m : ±10																																																					
			ℓ ≥ 15m : ± (ℓ-5)																																																					
			かつ -30 mm以内																																																					

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9	10	2		PC片持箱桁橋工	9-9-4 PC箱桁製作工				
9	10	4		架設工 (片持架設)	9-4-7 架設工に準ずる。				

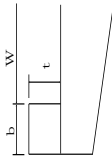
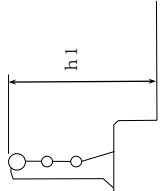
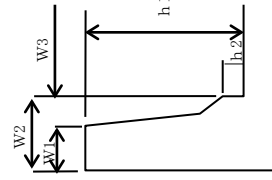
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要			
9	コンクリート橋上部工	2	PC押出し箱桁橋工	幅 (上) a ₁	+30 -5	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 * 鉄筋の出来形管理基準については、10-6-2 床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)					
				幅 (下) a ₂	+30 -5						
内空幅 a ₃	±5										
高さ h ₁	+10 -5										
内空高さ h ₂	+10 -5										
桁長 ℓ	ℓ < 15m : ±10 ℓ ≥ 15m : ± (ℓ - 5) かつ -30mm以内										
9	11	3	架設工 (押出し架設)	9-4-7 架設工に準ずる。							
9	コンクリート橋上部工										
11	PC押出し箱桁橋工										

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9	12	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。		
					表面の凹凸	3			
9	12	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ~ -2	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点の計9点。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
					据付け高さ	±3			
9	12	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	車線方向各点誤差の相対差	3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点の計9点。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
					表面の凹凸	3			
9	12	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点の計9点。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
					歯咬み合い部の縦方向間隙 W1	±2			
9	12	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	歯咬み合い部の横方向間隙 W2	±5	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点の計9点。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
					仕上げ高さ	±5			
9	12	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ~ -2	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点の計9点。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		

出来形管理基準

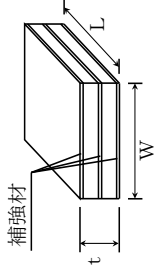
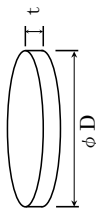
章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9	12 橋梁付属物工	4	地覆工	地覆の幅 b	+20 ~ -10	1 径間当り両端と中央部の3箇所測定。		
				地覆の高さ t	+20 ~ -10			
				有効幅員 W	+30 ~ 0			
9	12 橋梁付属物工	5 6	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 w1	+10 ~ -5	1 径間当り両端と中央部の3箇所測定。	 	
				幅 w2	+20 ~ -10			
				高さ h1	+30 ~ -20			
				高さ h2	+20 ~ -10			
				有効幅員 w3	+30 ~ 0			

出来形管理基準

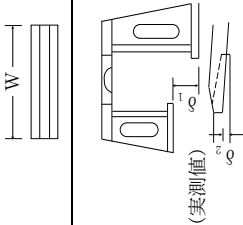
章	節	条	枝番	工 種	区 分	測定項目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10	3		1	10 鋼橋上部 3 工場製作工 1 1 製造費 (支承工(金属支承工))	上・下部鋼構造物との接合ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 *1 ガス切断寸法を準用する *2 片面のみの削り加工の場合も含む *3 ただし、ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する *4 移動量分の遊間が確保されているのかを確認する *5 組立て後に測定する				
					ボスの突起を基準とした孔位置のずれ							
					中心距離	≤1,000 mm	1 以下					
					距離	>1,000 mm	1.5 以下					
					ドリル加工孔	≤100 mm	+3 -1					
					加工孔	>100 mm	+4 -2					
					アンカーボルト用孔(鑄放し) アンカーボルト	孔の中心距離 *1	JIS B 0403-1995 CT13					
					センターボス	ボスの直径	+0 -1					
					ボス	ボスの高さ	+1 -0					
					ボス	ボスの直径	+0 -1					
				ボス	ボスの高さ	+1 -1						
					*5							

(次頁に続く)

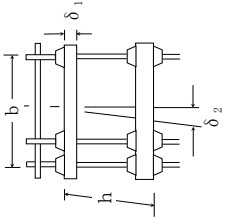
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	区分	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
10	鋼橋上部	3	工場製作工	幅 W、長さ L、直径 D	W、L、D ≤ 500 mm	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1 個のゴム支承の厚さ (t) の 最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		
					500 < W、L、D ≤ 1,500 mm	0 ~ +1%			
				厚さ (t)	t ≤ 20 mm	±0.5			
					20 < t ≤ 160	±2.5%			
				相対誤差	160 < t	±4			
					W、L、D ≤ 1,000mm 1,000mm < W、L、D	1 (W、L、D) / 1,000			
10	鋼橋上部	3	工場製作工	3-3-14	桁製作工に準ずる。				

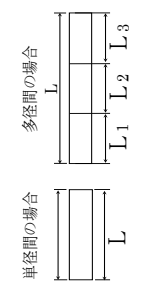
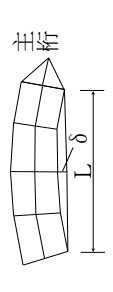
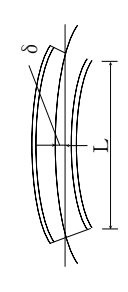
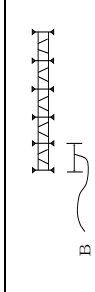
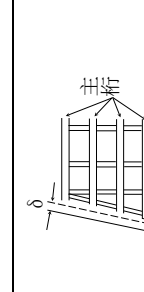
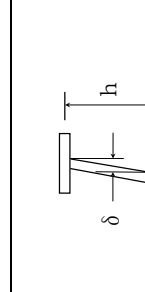
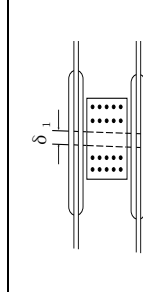
出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	区分	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
10	3	4		検査路製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
10	3	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 W (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。		
					仮組立時	組合せる伸縮装置と高さの差 $\delta 1$ (mm) ファインガラの食い違い $\delta 2$ (mm)	設計値 ± 4 ± 2			
10	3	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
10	3	7		鋼製排水管製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
10	3	8		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		

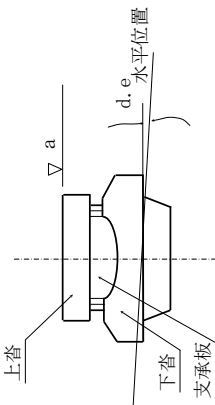
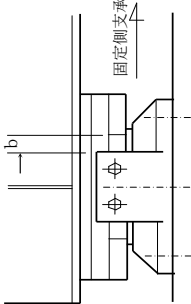
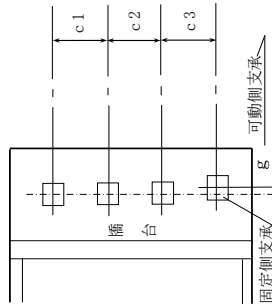
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	区分	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
10	鋼橋上部	3	工場製作工	仮組立時	上面の水平度 $\delta 1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		b : ボルト間隔 (mm) h : 高さ (mm)
					鉛直度 $\delta 2$ (mm)	$h/500$			
					高さ h (mm)	± 5			
10	3	工場製作工	工場塗装工	3-3-15	工場塗装に準ずる。				
10	鋼橋上部	3	仮設材製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots \cdots 0 \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots 0 > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
10 鋼橋上部	4 鋼橋架設工	4		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバークレーン架設)	全長 (L) 支間長 (Ln)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。		※は仮組立検査を実施しない工事に適用。
					通り (δ)	±(10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
					そり (δ)	±(25+L/2)	主桁・主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
					※主桁、主構中心間距離B (m)	±4.....B≤2 ±(3+B/2)..... B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
					※主桁、主構の橋端における出入差δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。		
					※主桁、主構の鉛直度δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部 (支点、支間中央付近) を測定。 h：主桁 (主構) の高さ (mm)		
					※現場継手部の隙間δ1、δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手の1/2を測定。 δ1、δ2のうち大きいものを測定。 なお、設計値が5mm以下の場合は、隙間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、隙間の許容範囲は0mm～8mm)。		

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
10	鋼橋上部	4	鋼橋架設工	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300 mm 以下の場合 は、水平面の高低差を 1 mm 以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合 を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La、Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋 支承便覧の規格値を満たすこと を確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。詳細は、道路 橋支承便覧参照。		
					可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上			
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	± (4+0.5×(B-2))			
				橋軸方向 橋軸直角方向	1/100				
					水平度	5			
				可動支承の橋軸方向 のずれ 同一支承線上の相対 誤差					
					可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移 動量 計算値の 1/2 以上			

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
10	鋼橋上部	4	10	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との 接触面及びびゴム支承と台座モルタル との接触面に肌すきが無いことを確 認。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300 mm以下の場合 は、水平面の高低差を 1 mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合 を除く。		
					可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上			
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	± (4+0.5×(B-2))	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La, Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
				橋軸方向 橋軸直角方向	1 / 300				
					水平度	5			
				可動支承の橋軸方向 のずれ 同一支承線上の相対 誤差	5				
					可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の 1 / 2 以上			

出来形管理基準

章	節	条	番	枝	工	種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
10	鋼橋上部	5	3		塗膜	現場塗装工	厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		
					鉄筋の有効高さ		±10				
10	鋼橋上部	6	2		床版工	床版工	基準高	±20	<p>1径間当り3断面(両端及び中央)測定。 1断面の測定箇所は断面変化ごと1箇所とする。</p>		
					床版の幅		+30 ~ 0	<p>1径間当り3箇所(両端及び中央)測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。</p>			
							床版の厚さ		+20 ~ -10		
							鉄筋の有效高さ	±10			
							鉄筋のかぶり	設計値以上			
							鉄筋間隔	±20			
							上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
10	鋼橋上部	7	橋梁付属物工	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	9-12-2-1 伸縮装置工 (ゴムジョイント) に準ずる。				
10	鋼橋上部	7	橋梁付属物工	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	9-12-2-2 伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント) に準ずる。				
10	鋼橋上部	7	橋梁付属物工	落橋防止装置工	9-4-10 落橋防止装置工に準ずる。				
10	鋼橋上部	7	橋梁付属物工	地覆工	9-12-4 地覆工に準ずる。				

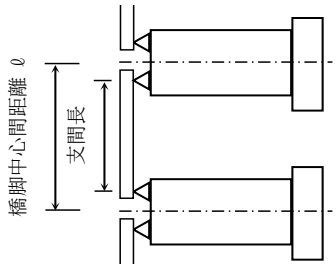
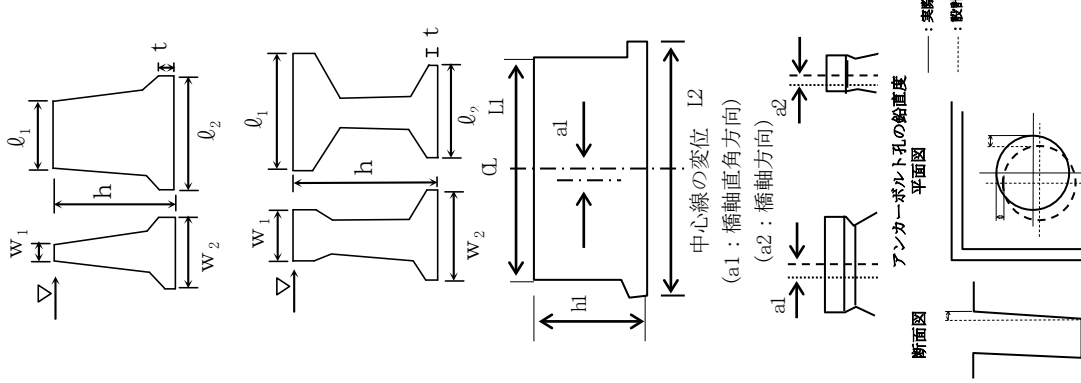
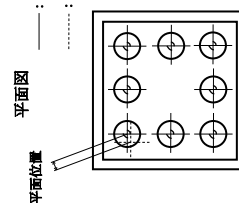
出来形管理基準

章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
10	鋼橋上部	6		橋梁用防護柵工	9-12-5 橋梁用防護柵工に準ずる。				
10	鋼橋上部	7		橋梁用高欄工	9-12-6 橋梁用高欄工に準ずる。				
10	鋼橋上部	3		踏掛版工	コンクリート	基準高 ▽ ±20	1箇所/1踏掛版		
					各部の長さ	±30	1箇所/1踏掛版		
					各部の厚さ	±20	1箇所/1踏掛版		
					各部の長さ	±20	全数		
					厚さ	—			
					アンカーボルト	中心のずれ ±20	全数		
					アンカーボルト	アンカー長 ±20	全数		

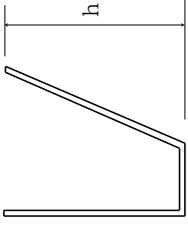
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
11 橋梁下部工	5 橋台工	9	橋台躯体工	基準高	±20	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については、「道路橋支保便覧」による。</p>	<p>中心線の変位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向)</p> <p>断面図 ——: 実線: 設計</p> <p>平面図 ——: 実線: 設計</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p>	<p>▽: 杓の位置 θ_1、θ_2は、11-2の測定箇所を図に準ずる。</p>
				橋台の先端長	θ_1			
				橋台の敷長	-50			
				橋台の先端幅 (橋軸方向)	-10			
				橋台の先端幅 (橋軸方向)	-10			
				橋台の敷幅 (橋軸方向)	-50			
				橋台の高さ	-50			
				胸壁の高さ	-30			
				控壁の厚さ	-20			
				胸壁間距離	±30			
				支間長及び中心線の変位	±50			
				計画高	+10 ~ -20			
				平面位置	±20			
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
11	橋梁下部工	10	1	RC 橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高	±20	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については、「道路橋支保便覧」による。</p> 		
					基礎	▽			
					橋脚の天端長	l_1			
					橋脚の敷長	l_2			
					天端幅 (橋軸方向)	w_1			
					敷幅 (橋軸方向)	w_2			
					橋脚の高さ	h			
					厚さ	t			
					橋脚中心間距離	l			
					支間長及び中心線の変位	±50			
支保部アンカーボルトの箱抜き規格値	計	高	+10 ~ -20	<p>支保部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p> 					
	平面	位置	±20						
	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下							

出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
11	橋梁下部工	11	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	±2………h ≤ 0.5 ±3………0.5 < h ≤ 1.0 ±4………1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所を測定。		
				外周長 L (m)	± (10 + L / 10)			
12	頭首工	8	床版(堰体)工	基準高	±30	構造図の寸法表示箇所を測定。		<p>1 頭首工は、数年にわたる工事を実施する場合が多く、単年度工事出来形としては、年度区分により出来形とするため、出来形測定は、構造図寸法表示箇所及び出来形が確認できる位置及び監督員の指示する箇所を測定。</p> <p>2 測定位置は現場にペンキ等でマーキングするほか、写真でも確認できるようにしておくことよい。</p> <p>3 基準点(B・M、及び仮B・M等)について平面図等に位置及び標高(或は基準高)等を記入した図面を作成する。</p> <p>4 関係諸法規の規定により施工した工事部分については特に注意して、出来形測定を行い、同時に写真撮影も行う。</p>
				幅	天端幅 -30			
				厚	導流壁等 -30			
				高	導流壁等 -30			
				長	導流壁-100			

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
12	4	9		堰柱工	12-4-8 床版 (堰体) 工に準ずる。				
12	4	10		門柱工	12-4-8 床版 (堰体) 工に準ずる。				
12	4	11		ゲート操作台工	12-4-8 床版 (堰体) 工に準ずる。				

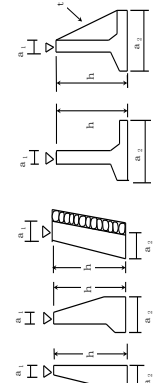
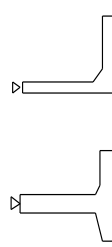
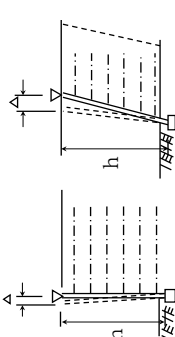
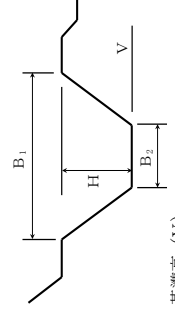
出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
12	頭首工	4		水叩 (エプロン) 工	基準	±30	構造図の寸法表示箇所を測定。		1 頭首工は、数年にわたる実施する機会が多く、単年度工事出来形としては、年度区分により出来形とするため、出来形測定は、構造図寸法標示箇所及び出来形が確認できる位置及び監督員の指示する箇所を測定。 2 測定位置は現場にペンキ等でマーキングするほか、写真でも確認できるようにしておくことよい。 3 基準点 (B・M、及び仮B・M等) について平面図等に位置及び標高 (或は基準高) 等を記入した図面を作成する。 4 関係諸法規の規定により施工した工事部分については特に注意して、出来形測定を行い、同時に写真撮影も行う。
					高	-60			
					幅	-30			
					厚	-30			
					長	-100			
12	4	12							
12	4	13		洪水吐工	12-4-8 床版 (堰体) 工に準ずる。				

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
12	12	4	14	土砂吐工	12-4-8 床版 (堰体) 工に準ずる。				
12	4	4	15	取付擁壁工	12-4-8 床版 (堰体) 工に準ずる。				
12	5	5	1	一般事項 (異形ブロック)	基準高 V	±150	基準高については、施工面積 100 m ² に 1 箇所割合で測定。		
					面積 積	-0.2%	上記未満は2箇所測定。		
13	3	3	5	本体工	5-7-4 組立てに準ずる。				

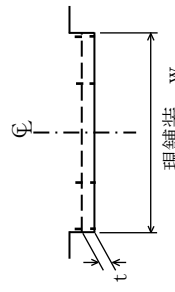
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
14	道路	7	場所打擁壁工	基準高	▽ ±50	施工延長50mにつき1箇所、50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
				幅	a				
				高さ	$h < 3\text{ m}$ -50				
				高さ	$h \geq 3\text{ m}$ -100				
				控壁の厚さ	t -20				
				裏込厚さ	-50				
延長	L -200	1 施工箇所毎							
14	道路	8	プレキャスト擁壁工	基準高	▽ ±50	施工延長50mにつき1箇所、50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
				延長	L -200				1 施工箇所毎
14	道路	9	補強土壁工	基準高	▽ ±50	施工延長50mにつき1箇所、50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
				高さ	$h < 3\text{ m}$ -50				
				高さ	$h \geq 3\text{ m}$ -100				
				鉛直度	△ ±0.03h かつ±300以内				
				控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上				
				延長	L -200				1 施工箇所毎
14	道路	3	側溝工 (素掘側溝)	基準高	V ±100	基準高については、標高が示されている場合、施工延長80mにつき1箇所の割合で測定。 幅、高さについては、断面形と合わせて施工延長80mにつき1箇所の割合で測定。	 基準高 (V) 幅 (B ₁ , B ₂) 高さ (H)		
				幅	B ₁ B ₂ -75				
				高さ	H -75				
				施工延長	ただし延長200m 未満-400				1 施工箇所毎
				9	排水構造物工 (小型水路工)				

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)		測定基準	測定箇所	摘要
						個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X/10)			
14	道路盤工	3		凍上抑制層路盤工 (砂利道路盤工) (歩道路盤工) (取付道路) (装工路肩路盤工)	基準高 ▽	±50	—	延長80m毎に1箇所割合とし、道路中心線および端部で測定。 各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 取付道路は、500㎡に1箇所。 延長100m毎に1箇所割合で測定。	・厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。 10)について満足しなければならぬ。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	本線下層路盤及び凍上抑制層(厚さ及び幅)は3-6-5-1アスファルト舗装工(下層路盤工)による。
					厚	t < 15 cm	-10			
					さ	t ≥ 15 cm	-15			
					幅	-100	—			
14	11	3	1	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	3-6-5-2					アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)に準ずる。

出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要			
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)						
14	11 舗装工	3	アスファルト舗装工 (基層工)	3-6-5-3	アスファルト舗装工(基層工)に準ずる。							
14	11 舗装工	3	アスファルト舗装工 (表層工)	3-6-5-4	アスファルト舗装工(表層工)に準ずる。							
14	11 舗装工	3	アスファルト舗装工 (歩道舗装工) (路肩舗装工) (取付道路舗装工)	3-6-5-5	アスファルト舗装工(歩道舗装工) (路肩舗装工) (取付道路舗装工)に準ずる。							
14	11 舗装工	4	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	3-6-6-1	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)に準ずる。							
14	11 舗装工	4	コンクリート舗装工 [上層路盤工 (セメント安定処理工)]	3-6-6-2	コンクリート舗装工(セメント安定処理工)に準ずる。							
14	11 舗装工	7	路面切削工	<table border="1"> <tr> <td>厚さ t</td> <td>-7</td> <td>-2</td> </tr> <tr> <td>幅 w</td> <td>-25</td> <td>-</td> </tr> </table>	厚さ t	-7	-2	幅 w	-25	-	<p>厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は、自動横断測定法によることができる。</p> 	
厚さ t	-7	-2										
幅 w	-25	-										

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
14	13	13	1	防護柵工 (ガードレール)	3-3-11-1	路側防護柵工(ガードレール)に準ずる。			
14	13	3	2	防護柵工 (ガードケープル)	3-3-11-2	路側防護柵工(ガードケープル)に準ずる。			
14	13	4		防止柵工 (ガードバイブ立入防止柵)	3-3-10	防止柵工(ガードバイブ立入防止柵)に準ずる。			
14	15	3		縁石工	3-3-8	縁石工に準ずる。			
14	15	4		区画線工	3-3-12	区画線工に準ずる。			

出来形管理基準

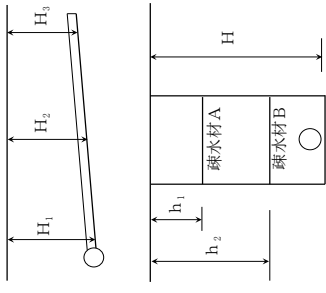
章	節	条	枝番	工種	種類	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15	客土	3		土取場	採土量	土壌採取補償客土	±5%	全体の中間時と最終時に確認する。小規模 (10,000 m ³ 未満) の場合は、最終時のみとする。		複数工区にまたがる場合については、別途特記仕様書に示す。
						土砂購入客土	設計土量以上	土壌採取補償客土に準ずる。土壌購入土取場において、採土量が確認出来ない場合は、ダンブトラック搬出台数の総計で確認する。(1000 台に 3 台は、トラックスケールによる計測)		採土量の確認は直接測定を基本とするが、土砂購入の場合、販売業者の土取場状況によることから、搬出伝票若しくは台数確認資料で行う。
15	客土	5		運搬土量	採土量	土壌採取補償客土	—	搬入前に 1 回土質等に変化があった場合は、その都度実施。		抜評試験方法については、農業土木工事施工管理基準 VI『参考』2-19「客土工事の抜評試験」による。
						土砂購入客土	—	搬入前 1 回土質等に変化があった場合は、その都度実施		抜評試験方法については、農業土木工事施工管理基準 VI『参考』2-19「客土工事の抜評試験」による。
15	客土	3				運搬土量	設計土量以上	各ほ場ごとに測定		抜評試験が出来ない場合については、搬出前に原位置試験の試験結果によることが出来る。 ダンブ台数管理による。 (当り積載量×搬入台数＝運搬土量) ほ場搬入時、小運搬が必要な場合は別途特記仕様書で明示する。

出来形管理基準


章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15	客土	3	客土	放下整理	配置	—	—		施工計画による。
		6	小運搬		厚さ	指定厚さの-20%以内で、平均値は指定厚さを下回らない。	ha 当たり 1 点を測定。		平均値は 1 団地または、1 ほ場の出来形平均値である。
				攪拌	施工面積	1 面積 (1 団地当たり) -0.5%	水田については、水張面積との対比とする。 畑地については、放下整理面積とする。		光波測定による倍面積計算簿を算出する。 ※設計図書に施工面積が示されている場合は省略することができる。
15	客土	3	客土		施工面積	1 面積 (1 団地当たり) -0.5%	畑地については、放下整理面積とする。		光波測定による倍面積計算簿を算出する。 ※設計図書に施工面積が示されている場合は省略することができる。
					施工深	設計深の-10%以内で平均値は設計深を下廻らない。	ha 当たり 2 点を測定する。 1ha 未満のほ場については、1 点とする。		平均値は 1 団地または、1 ほ場の出来形平均値である。

※施工面積の省略できる場合は、起工測量時に面積が確認されたものが対象で、それ以外については、工事監督員と協議して進めること。

出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
16	暗渠排水	1	暗渠排水工 (吸水渠工) (集水渠工) (連絡渠工)	掘削深 疎水材の高さ	±50	水田 汎用田		<p>1. 掘削深は規格値内でかつ逆勾配であつてはならない。規格値は、施工計画の掘削深との対比とする。</p> <p>2. 情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。</p>
						畑地 草地		
16	暗渠排水	1	暗渠排水工 (吸水渠工) (集水渠工) (連絡渠工) (面管理の場合)	施工延長	-1,000	各渠毎に測定。 測定は吸水渠は半数以上、集水渠・連絡渠は全線とする。		
				吸水渠間隔	±750	任意の場所で1点を測定。 測定はほ場配線数の1/4以上とする。		
16	暗渠排水	1	暗渠排水工 (吸水渠工) (集水渠工) (連絡渠工) (面管理の場合)	各管理ブロックの標高較差の路線内平均	±100	<p>1. 情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合に適用する</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれる。</p> <p>3. 出来形測定は天端面(掘削の場合は平場面)と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差又は水平較差を算出する。出来形測定密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±50mm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、又は規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
				各管理ブロックの標高較差の路線内最大値	+150			
16	暗渠排水	1	暗渠排水工 (補助暗渠工)	各管理ブロックの標高較差の路線内最小値	-150			
				不良判定ブロック数	0			
16	暗渠排水	1	暗渠排水工 (補助暗渠工)	16-3-1暗渠排水工(集水渠工)(連絡渠工)				

出来形管理基準

章	節	校番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
16	暗渠排水	1	暗渠排水工 (付帯明渠工)	延長	-500	全延長を測定。		
				基準高	±100	延長 50m 毎に測定。ただし最低 3ヶ所(起点、中間、終点)測定。		
				敷幅	±100	起点、中間、終点の 3箇所を測定。		
				掘削深	深さの±10%	起点、中間、終点の 3箇所を測定。		基準高が明示されていない場合に適用。

出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
16	暗渠排水	3	暗渠排水工 (戸水暗渠工)	暗渠の場合	16-3-1 暗渠排水工(吸水渠工)(集水渠工)(連絡渠工)	16-3-1		
				明渠の場合	16-3-1-2 暗渠排水工(付帯明渠工)	16-3-1-2		



出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
17	畑かん施設工事	5		管体工					
				7-5 管水路工事	管体工に準ずる				


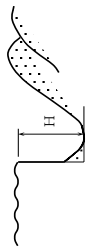
出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
18	5			管体工	管水路工事 管体工に準ずる				

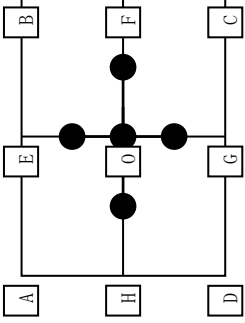
出来形管理基準

章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
19	農用地・草地工事	3		基盤整地(簡易整地)	施工基面高	全測定箇所±10 cm以内でかつ施工誤差の平均値は±5 cm以下(参考値)	40mメッシュ1点の割合、もしくは代表的な断面上で40mメッシュ同等箇所での施工基面高を測定する。最低測定箇所数は面積に拘らず2点上とする。		仕上がり高は規格値内であること。規格値は設計値との対比とする。現場条件に応じて規格値等を決める場合は、監督員との協議による。
19	農用地・草地工事	3		改良山成工	層厚調整	勾配指定の場合 ±1.5% 標高指定の場合 ±300	設計勾配変化毎、縦横断方向に測定。但し、ha当り最低6箇所以上測定。 標高指定点及び40mメッシュ1点の割合で標高測定。		測定は基盤切盛完成時とする。本項の規定は、原則として切土部のみ適用する。盛土部については参考とする。
					表土厚(仕上り厚さ)	設計厚の-20%以内で、平均値は設計厚さを下廻らない。	1haまで2点を測定し、以降1ha増えるごとに1点追加する。ただし1ほ場0.5ha未満の場合は、1ほ場1点測定。		施工前に、設計表土厚が確保できるか現況表土厚を確認する。
					施工面積	1面積 (1団地当たり) -0.5%			光波測定による倍面積計算簿を提出する。
					耕起深	設計耕起深(H)の-10%以内で、平均値は設計耕起深を下廻らない。	ha当り1点を測定。ただし1ほ場の最大は5点とする。		平均値は1団地または、1ほ場の出来形平均値である。
					土壤改良投入量	設計投入量以上	各ほ場ごとに測定。		空袋の確認をもってほ場に投入された資材の出来形とする。ただし、納品書等により袋数が確認できる場合は省略することができる。
19	農用地・草地工事	4		畑面処理工	施工面積	1面積、1団地当たり -0.5%			光波測定による倍面積計算簿を提出する。

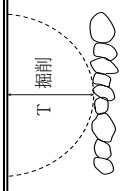
出来形管理基準

章	節	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
19	農用地・草地工事	5	改良山成工	層厚調整	勾配指定の場合 +1.5%	設計勾配変化毎、縦横断方向に測定。但し、ha当り最低6箇所以上測定。		測定は基盤切盛完成時とする。 本項の規定は、原則として切土部のみ適用する。 盛土部については参考とする。
				表土厚 (仕上り厚さ)	標高指定の場合 ±300	標高指定点及び40mメッシュ1点の割合で標高測定。		施工前に、設計表土厚が確保できるか現況表土厚を確認する。
				施工面積	1面積 (1団地当たり) -0.5%	1haまで2点を測定し、以降1ha増えるごとに1点追加する。 ただし1ほ場0.5ha未満の場合は、1ほ場1点測定。		光波測定による倍面積計算簿を算出する。
				耕起深	設計耕起深(H)の -10%以内で、平均 値は設計耕起深を下 廻らない。	ha当り1点を測定。 ただし1ほ場の最大は5点とする。		平均値は1団地または、1ほ場の出来形平均値である。
				土壌改良投入量	設計投入量以上	各ほ場ごとに測定。		空袋の確認をもってほ場に投入された資材の出来形とする。 ただし、納品書等により袋数が確認できる場合は省略することができる。

出来形管理基準

章	節	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
19	農用地・草地工事	1	起伏修正工(Ⅰ)	19-4-4 畑面処理工に準ずる。				
				不陸均	測点間の高低差5cm以上が全体の5%以内でかつ10cm以上が出現しない。	施工管理記録様式(59)により、10ha毎に1箇所測定する。 ※10haを超えるほ場については、1ほ場毎に1箇所測定する。	測定位置(下図参照) ほ場ABCDにおいて、相対する2辺の midpoint を結ぶ2直線(EG, FH)の交点O、及びEO, FO, GO, HOそれぞれの中点4箇所の計5箇所のうち、任意の点とする。(工事監督員が指定する箇所)	1箇所は25cm ² (5cm×5cm)区画。また、1区画当たりの個体数を記録する。 調査時期については播種施工後30~40日間を標準とするが天候や播種時期に応じて工事監督員と協議して決定すること。
				牧草の生育(メコ根)	50mm以上	10ha毎に1箇所測定し、その全個体数のその値とする。 ※10haを超えるほ場については、1ほ場毎に1箇所測定する。		1箇所は25cm ² (5cm×5cm)区画。 調査時期については播種施工後30~40日間を標準とするが天候や播種時期に応じて工事監督員と協議して決定すること。
19	農用地・草地工事	2	起伏修正工(Ⅱ)	牧草の生育	4本以上 ※現場条件により、100cm ² (10cm×10cm)区画に15本以上として実施しても良い。	10ha毎に1箇所測定し、そのその値とする。 ※10haを超えるほ場については、1ほ場毎に1箇所測定する。		
				19-4-5 改良山成工に準ずる。 牧草の生育については 19-5-1 起伏修正工(Ⅰ)に準ずる。				

出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
19	農用地・草地工事	1	草地造成工(I)	19-4-4 畑面処理工に準ずる。				
				不陸均し	測点間の高低差5cm以上が全体の5%以内でかつ10cm以上が出現しない。	施工管理記録様式(59)による。		
19	農用地・草地工事	2	草地造成工(II)	牧草の生育については 19-5-1 起伏修正工(I)に準ずる。				
				19-4-5 改良山成工に準ずる。				
19	農用地・草地工事			牧草の生育については 19-5-1 起伏修正工(I)に準ずる。				
19	農用地・草地工事	1	暗渠排水工	16-3-1 暗渠排水工に準ずる。				
19	農用地・草地工事	1	石礫除去工	除礫層深	設計除礫層施工深の-10%以内で平均値は設計施工深を下廻らない。	概ねha当り3点の割合で測定。ただし0.5ha未満の場合は2点。		光波測定による倍面積計算簿を提出する。
				施工面積	1面積(1団地当たり) -0.5%			
				無礫層深	設計無礫層深の-10%以内で平均値は設計無礫層深を下廻らない。	概ねha当り3点の割合で測定。ただし0.5ha未満の場合は2点。		測定箇所は人足等による適度の踏み固め後測定する。

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
19	農用地・草地工事	1		心土破碎工・透水渠工	施工面積	1面積 (1団地当たり) -0.5%			光波測定による倍面積計算簿を提出する。 ※設計図書に施工面積が示されている場合は省略することができる。
					施工深	設計深の-10%以内で平均値は設計深を下廻らない。	ha当り1点を測定。 ただし1ほ場の最大は5点とする。		
					間隔	+150	ha当り1点を測定。 ただし1ほ場の最大は5点とする。		
19	農用地・草地工事	1		障害物工	打込深	設計打込深の -10%	1kmまたは1ほ場当たり1箇所、20m区間で測定		測定方法は連続する4渠分を1点とし、3間隔分を測定する。
					間隔	+5%	上記に同じ		
					延長	-1%			
19	農用地・草地工事	3	1	パドック工 (路床工)	基準高▽	+30 -50	100㎡未満3箇所 100㎡超える毎に1箇所増		
					幅・長さ	-0.1%ただし 10m未満 -50 50m未満 -75 100m未満-100	変化点毎に測定。		

※施工面積の省略できる場合とは、起工測量時に面積が確認されたものが対象で、それ以外については、工事監督員と協議して進めること。

出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
19	農用地・草地工事	3	パドック工 (凍上抑制層)	基準高	±40	100㎡未満3箇所 100㎡を超える場合は100㎡毎に1箇所増 変化点毎に測定。		
				幅・長さ	-0.1%ただし 10m未満 -50 50m未満 -75 100m未満-100			
				厚さ	-45			
19	農用地・草地工事	3	パドック工 (路盤工)	基準高	±40	1施設3箇所 50㎡を超える場合に1箇所増 変化点毎に測定。		
				幅・長さ	-0.1%ただし 10m未満 -50 50m未満 -75 100m未満-100			
				厚さ	-45			
19	農用地・草地工事	3	パドック工 (表層工)	砂利路盤	-45	基準高の差により測定。		
				安定処理	-25			
				幅・長さ	-50 -50 -30			
19	農用地・草地工事	3	パドック工 (表層工)	アス合材	-7	1施設3箇所コアを抜き取り測定。		
				土壌硬化剤	-25			
				厚さ	-10			

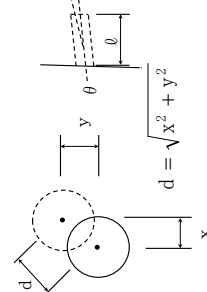
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
		1	堆肥盤バンカーサイロ工 (土工)	基準高 ▽	+30 -50	100 m ² 未満3箇所 50 m ² を超える毎に1箇所増 変化点毎に測定。		
		幅・長さ		-0.1%ただし 10m未満 -50 50m未満 -75 100m未満-100				
		2	堆肥盤バンカーサイロ工 (凍上抑制基礎砂利工)	基準高 ▽	±40	100 m ² 未満3箇所 50 m ² を超える毎に1箇所増 変化点毎に測定。		
		幅・長さ		-0.1%ただし 10m未満 -50 50m未満 -75 100m未満-100				
		3	堆肥盤バンカーサイロ工 (基礎砂利工)	厚さ	-45	1 施設3箇所削孔して直接測定。 100 m ² 未満3箇所 50 m ² を超える毎に1箇所増 変化点毎に測定。		
		基準高 ▽		±40				
		幅・長さ		-0.1%ただし 10m未満 -50 50m未満 -75 100m未満-100				
		4	堆肥盤バンカーサイロ工 (コンクリート床版工)	厚さ	-45	100 m ² 未満3箇所 50 m ² を超える毎に1箇所増 1 施設3箇所コアを抜き取り測定。 変化点毎に測定。 1 施設3箇所		
		基準高 ▽		±45				
		厚さ		-20				
		幅・長さ		-30				
				高さ	-30			

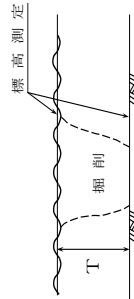
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
20	植栽	3	植栽工	植付本数		全植付本数を測定		
				間隔	±300	列間隔 50mに1回 苗間隔 50mに1回		列配植で、間隔・役長が指定されている場合に適用する。
				施工延長	±500			
				樹木の寸法	幹周 指定値の+20% 樹高 指定値の上限 +1,000mmの範囲内	現場搬入時に抜取り検査 検査頻度(樹種別) 100本未満は10本に1本。ただし最低5本 100本以上は20本に1本		現場搬入時に全数外観検査する。
				中低木 H=3.0m未満	樹高 指定値の+200mm 葉張り 指定値の+20%	現場搬入時に抜取り検査 検査頻度(樹種別) 100本に1本の割合で検査		
				植付断面	指定値の±10%以内	1樹種50本毎に1回測定 植穴径、植穴深さを測定		
				支柱材料等囲い (冬囲い・風囲い)	支柱材 末口・元口・径 -5mm 長さ -50mm	現場搬入時に抜取り検査 検査頻度 100組未満10組に1組。 ただし最低5組 100組以上20組に1組		
				土壌調査 (pH測定)	指定値の±0.5%	土壌改良施工後2週間程度経た時点で樹木検査頻度と同じ回数で土壌を採取しKc1法、H ₂ O法または、浸出方法により測定。		

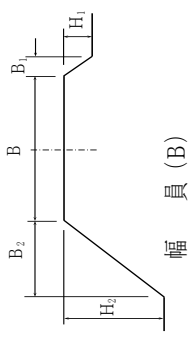
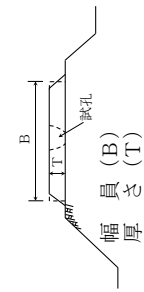
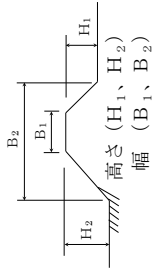
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
21	地すべり防止工	9	抑止アンカー工	削孔深さ	0	全数 (任意仮設は除く)	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
				せん孔方向	θ			
				配置誤差	d			
					設計深さ以上 ±2.5度 100			

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
23	区画整理工事	3	整地工	均平度	均平精度 $\delta < 35$ mm (全測定箇所 ±100mm以内)	10 a 当たり 3 点以上測定。(標高測定) 施工管理記録様式 (61)		均平度は、基礎整地終了時及び整地完成時(表土埋戻し後など)に測定することを標準とする。	
					表土厚さの -20% 以内で、平均値は指定厚さを下回らない。 (仕上り厚さ)	10 a 当たり 1 点以上測定。(標高測定) またはつぼ掘りによる)			
23	区画整理工事	3	整地工 (反転均平整地)	均平度	均平精度 $\delta < 35$ mm (全測定箇所 ±100mm以内)	均平度については、10 a 当たり 3 点以上測定。(標高測定)		整地完成時に測定する。	
				耕起深	設計耕起深 (h) の ±25mm 以内	現況耕区 1 点以上測定。			
23	区画整理工事	3	整地工 (区画形状)	区画辺長	長・短辺長 -0.2% ただし 50m 未満 -100	1 耕区毎に、区画辺長測定結果と合わせ、面積を算出併記する。			
				施工面積	全体 +0.45% -0.35%				全体の施工面積は、前項の耕区毎面積の集計または、施工区域面積とする。

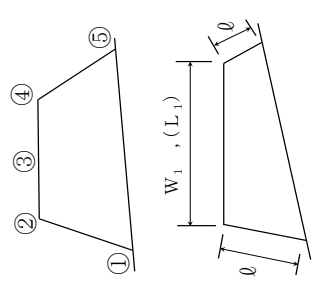
出来形管理基準

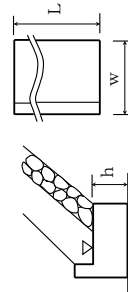
章	節	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
23	区画整理工事	4	整地工 (支線農道)	幅員	造成路面幅員 -150	施工延長 -0.2% ただし200m未満 -400		左記項目以外の断面形の出来形結果については、図面または一覧表にまとめる。 (原則として規格値との対比を要しない。)農地開発事業の同程度規模にも適用できる。農道設計基準に準拠して築造するものは、5農道工事適用する。総敷砂利量は、設計量以上であること。
				施工延長				
23	区画整理工事	4	畦畔工	敷砂利	幅員 -150 厚さ -45	上記と同じ		H ₂ 、B ₂ については、規格値との対比を要しない。
				高さ	-50			
23	区画整理工事	8	プレキヤスト水路工	高さ	-50	1 耕区1箇所の断面測定。 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。		
				幅	-50			
23	区画整理工事	10	排水路工	23-8-2 プレキヤスト水路工に準ずる。		標準断面図(標準設計)で公示のほ場内用水路について、水路敷標高及び断面形を施工延長50mにつき1ヶ所、1路線50m以下のものは2ヶ所及び勾配変化点で測定し、結果一覧表にとりまとめる(規格値との対比を要しない)		

出来形管理基準

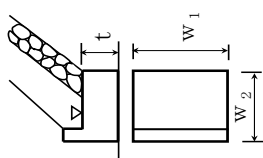
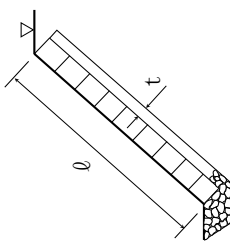
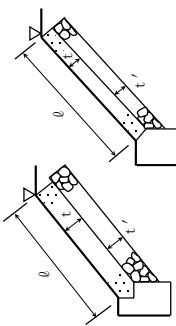
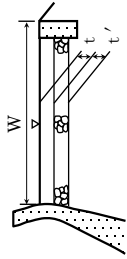
章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
24	砂利道路面処理工事	3	1	施工 (路盤処理アーマコト工法) ※加熱混合型工法はアス舗装工事を適用	基準高	±50	道路中央及び両端部の3点を100m毎に1箇所割合で測定。		
					厚	-20	道路中央及び両端部の3点を500m ² または100m毎に1箇所割合でセメント乳剤との混合後その下層の乱されていない路盤の高さと転圧後の路盤の高さを各々測定しその差を算定し厚さとする。 100m毎に測定		
24	砂利道路面処理工事	3	2	施工 (表面処理)	幅	-50	100m毎に測定		アスファルト合材を使用する場合は、3-6-5-4アスファルト舗装工(表層工)に準ずる。
					施工延長	0.1% ただし150m未満は -150			

出来形管理基準

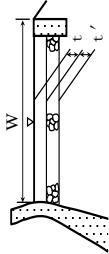
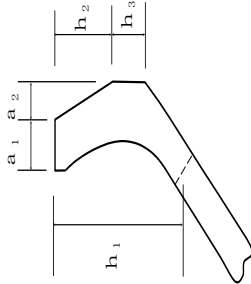
章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
25	海岸保全施設整備工事	3		捨石工	本	± 50	施工延長10mにつき、1測点当り5点以上測定。 幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1 施工箇所に つき2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。 施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1 箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1 施工箇所につ		遺方 (丁張り) 部を測定位置として出来形寸法とする。				
					表	± 100							
					異形ブロック据付面 (乱積) の高さ 異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ 異形ブロック据付面 (乱積) の高さ 異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	± 500 ± 300 ± 500 ± 300							
		標準高▽											
		法	長	φ	- 100								
		天	端 幅	w ₁	- 100								
		天	端 延 長	L ₁	- 200								
		基	準 高	▽	± 30								
		高	幅	w ₁	- 30								
		延	高 さ	h	- 30								
		延 長	L	- 200									
5	護岸基礎工	4		場所打コンクリート工									
25	海岸保全施設整備工事	5											



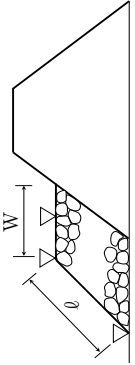
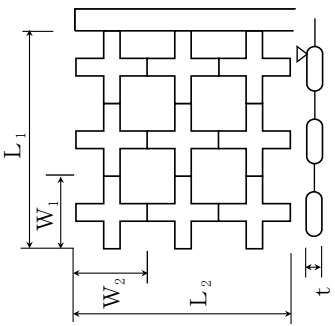
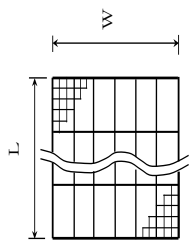
出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
25	海岸保全施設整備工事	5	1	海岸ブロック工 (基礎ブロック)	基準高	▽	±50		
					ブロック厚	t	-20		
					ブロック縦幅	w ₁	-20		
					ブロック横幅	w ₂	-20		
					延長	L	-200		
測定基準	ブロック個数40個につき1箇所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。								
25	海岸保全施設整備工事	5	2	海岸ブロック工	基準高	▽	±50		
					法長	l < 5 m	-100		
					法長	l ≥ 5 m	l × (-2%)		
					厚さ	t	-50		
					延長	L	-200		
測定基準	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。								
25	海岸保全施設整備工事	6		コンクリート被覆工	基準高	▽	±50		
					法長	l < 3 m	-50		
					法長	l ≥ 3 m	-100		
					厚さ	t < 100	-20		
						t ≥ 100	-30		
裏込材厚	t'	-50							
延長	L	-200							
測定基準	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。								
25	海岸保全施設整備工事	7		コンクリート被覆工	基準高	▽	±50		
					幅	W	-50		
					厚さ	t	-10		
					基礎厚	t'	-45		
					延長	L	-200		
測定基準	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。								

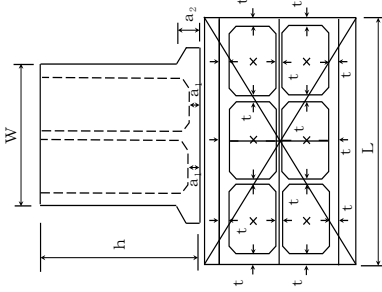
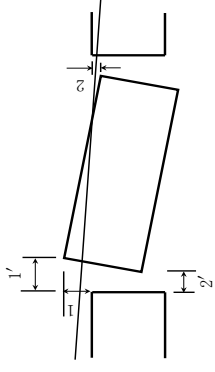
出来形管理基準

章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
25	7	3		アスファルト被覆工	基準高	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さはコア一1,000㎡に1箇所。		
					幅	-50			
厚さ	-9								
基礎厚	-45								
延長	-200								
25	8	3		波返工	基準高	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
					幅	-30			
高さ	-50								
高さ	-100								
高さ	-200								
25	9	4		コンクリート被覆工	基準高	±50	25-6-6 コンクリート被覆工に準ずる。		
					幅	-30			
高さ	-50								
高さ	-100								
高さ	-200								
25	9	5		アスファルト被覆工	基準高	±50	25-6-6 コンクリート被覆工に準ずる。		
					幅	-30			
高さ	-50								
高さ	-100								
高さ	-200								

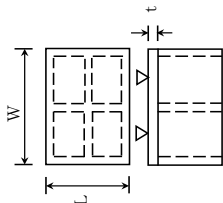
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
25	海岸保全施設整備工事	3	捨石工	基礎高	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所に、延長はセンターライン及び表裏法肩。 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所に、つき2箇所。		
				標準高▽	±300			
				法	長 \varnothing 幅 w 天端延長 L			
25	海岸保全施設整備工事	4	根固めブロック工	基礎高	±100	幅、厚さは40個につき1箇所測定。 1施工箇所毎。		
				標準高▽	± t/2			
				厚	厚さ t 層積 幅 $W1$ $W2$ 乱積 延長 $L1$ $L2$			
25	海岸保全施設整備工事	5	洗掘防止工	幅	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所に、つき2箇所。		
				延長	-200			
				天端延長	- t/2			

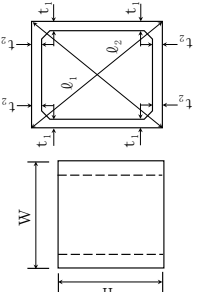
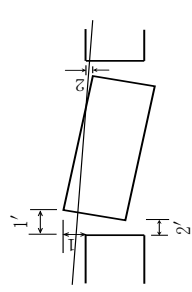
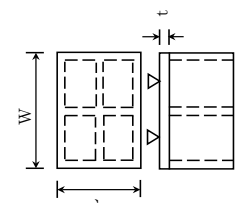
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
25 海岸保全施設整備工事	15 突堤堤体工	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	高さ	+30 -10	完成時、四隅			
				幅	+30 -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
				長さ	+30 -10				
				壁厚	±10	底版完成時、各壁 1箇所			
				底版厚さ	+30 -10	底版完成時、各室中央部 1箇所			
				フーチング高さ	+30 -10	底版完成時、四隅			
				バラストの基準	±100	各室中央部 1箇所			
				砕石、砂					
				コンクリート	±50				
				法線に対する出入り					
25 海岸保全施設整備工事	15 突堤堤体工	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	据付目地間隔	ケーソン重量 2,000t 未満 ±100	据付完成後、両端 2箇所			
				1'、2'	ケーソン重量				2,000t 以上 ±150
					ケーソン重量				ケーソン重量 2,000t 未満 100 以下
				ケーソン重量	ケーソン重量 2,000t 以上 200 以下				

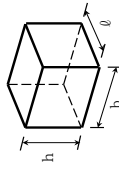
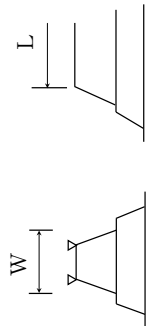
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
25	海岸保全施設整備工事	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート工 海岸コンクリートブロック 工	基礎高	±30	1室につき1箇所(中心)			
				陸	上				
				▽	中				±50
				厚	さ t				±30
				幅	w				±30
				長	さ L				±30

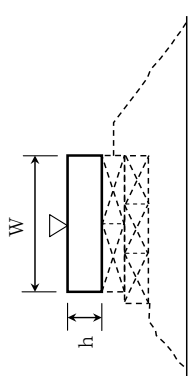
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
25	海岸保全施設整備工事	4	セルラー工 (セルラー制作)	高さ	+20 -10	壁枠取外し後全数			
				幅	+20 -10				
				長さ	+20 -10				
	壁厚	±10							
25	海岸保全施設整備工事	5	セルラー工 (セルラー据付)	法線に対する出入り 1、2	±50	据付後ブロック1個に2箇所 (各段毎)			
				隣接ブロックとの間隔 1'、2'	50以下				
25	海岸保全施設整備工事	6	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート工 海岸コンクリートプロ ック工	基準高	±30	1室につき1箇所(中心)			
				陸					
				水	±50				
				厚さ	±30				
				幅	±30				
	長さ	±30							

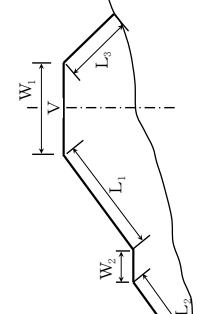
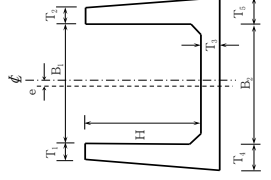
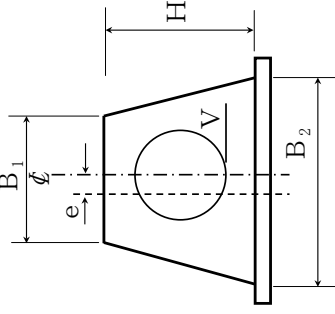
出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
25	海岸保全施設整備工事	7	方塊直積消波ブロック製作	高さ	+20 -10	長さ及び幅は天端及び下端、高さは四隅方塊1個毎に測定。		根固方塊も含む。
				幅	+20 -10			
				長さ	+20 -10			
25	海岸保全施設整備工事	8	方塊直積消波ブロック据付	隣接目地間隔	30以内	目地間隔は天端の両端、法線の出入は各方塊の中心線の両端。		
				法線方向の出入	±50			
25	海岸保全施設整備工事	3	海岸ブロック工	基準	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 延長はセンターラインで行う。		
				高さ	±500			
				▽	±ブロックの高さの1/2			
				天端幅	W			
				天端延長	L			

出来形管理基準

章	節	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定基準	測定箇所	摘要
25	海岸保全施設整備工事	8	場所打コンクリート工	基準	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
				高さ	-30				
				幅	-30				
				延長	-200				

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
26	ため池改修工事	10		堤体盛立工	基準高 (V)	±100	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		鋼士の幅は盛土高1m毎に管理する。 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 出来形図は横断面図を利用して作成する。
					堤幅 (W)	-100			
					法長 (L)	-100			
					施工延長	-200			
26	ため池改修工事	5		洪水吐工	基準高 (V)	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		スパン長の標準を9mとした場合。
					幅 (B)	±30			
					厚さ (T)	±20			
					高さ (H)	±30			
					中心線のズレ (e)	直線部 ±50 曲線部 ±100			
					スパン長 (L)	直線部 ±20 曲線部 ±30			
施工延長 (または長さ)	-150								
26	ため池改修工事	6		取水施設工	基準高 (V)	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所の割合で測定する。 ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		基準高 (V) は管底を原則とする。 プレキャストコンクリート製品使用の場合がある。 斜樋等付帯構造物は6-10-4現場打分水工準ずる。ただし、基準高 (V) は、取水孔 (ゲート中心) の標高とし、高さ (H) は斜面直角方向とする。
					幅 (B)	-20			
					厚さ (T)	-20			
					高さ (H)	-20			
					中心線のズレ (e)	直線部 ±50 曲線部 ±100			
					施工延長	-150			

出来形管理基準

章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
26	ため池改修工事	6		土砂吐がート工	26-6-1	取水施設工に準ずる。			

別表ア 管水路（遠心力鉄筋コンクリート管）のジョイント間隔管理基準値

(単位：mm)

呼び径 (mm)	JIS A 5372 RC 管 (B形管)				JIS A 5372 RC 管 (NB形管)		呼び径 (mm)		JIS A 5372 RC 管 (NC形管)						
	管理基準値	(参考) 規格値		管理基準値	(参考) 規格値	標準値	管理基準値	(参考) 規格値	標準値	(参考) 規格値					
		良質地盤	軟弱地盤												
150	+13	0	+20	0	+11	0	+15	0	+23	0	—	—			
200	+13	0	+20	0	+11	0	+15	0	+23	0	—	—			
250	+13	0	+20	0	+11	0	+15	0	+23	0	—	—			
300	+12	0	+18	0	+10	0	+15	0	+23	0	—	—			
350	+12	0	+18	0	+10	0	+15	0	+23	0	—	—			
400	+14	0	+21	0	+11	0	+19	0	+29	0	—	—			
450	+14	0	+21	0	+11	0	+19	0	+29	0	—	—			
500	+14	0	+21	0	+11	0	+19	0	+29	0	—	—			
600	+15	0	+23	0	+13	0	+19	0	+29	0	—	—			
700	+14	0	+21	0	+12	0	+19	0	+29	0	—	—			
800	+16	0	+24	0	+13	0	+19	0	+29	0	—	—			
900	+17	0	+26	0	+15	0	+19	0	+29	0	—	—			
1,000	+21	0	+32	0	+18	0	—	—	—	—	—	—			
1,100	+22	0	+33	0	+19	0	—	—	—	—	—	—			
1,200	+23	0	+35	0	+21	0	—	—	—	—	—	—			
1,350	+24	0	+37	0	+22	0	—	—	—	—	—	—			
1,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	+24	+5	+33	+5
1,650	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	+24	+5	+33	+5
1,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	+24	+5	+33	+5
2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	+24	+5	+33	+5
2,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	+24	+5	+33	+5
2,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	+27	+5	+38	+5
2,600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	+27	+5	+38	+5
2,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	+27	+5	+38	+5
3,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	+27	+5	+38	+5

注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所での平均値とする。

2. (参考) 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。

3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700 mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800 mm以上に適用する。

4. 標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値及び管理基準値は別図に示す位置を測定するものとする。

別表ア 管水路（コンクリート2次製品）のジョイント間隔管理基準値
（単位：mm）

呼び径 (mm)	JIS A 5372 PC 管（参考）	
	標準値	管理基準値（参考）規格値
150	-	-
200	-	-
250	-	-
300	-	-
350	-	-
400	-	-
450	-	-
500	8	+8 -3 +16 -5
600	10	+9 -5 +18 -7
700	10	+9 -5 +18 -7
800	10	+9 -5 +18 -7
900	10	+9 -5 +18 -7
1,000	12	+10 -7 +21 -9
1,100	12	+10 -7 +21 -9
1,200	12	+10 -7 +21 -9
1,350	12	+10 -7 +21 -9
1,500	14	+12 -9 +24 -11
1,650	14	+12 -9 +24 -11
1,800	14	+12 -9 +24 -11
2,000	14	+12 -9 +24 -11
※2,100	15	+11 -10 +23 -12
※2,200	15	+11 -10 +23 -12
※2,300	15	+11 -10 +23 -12
※2,400	15	+11 -10 +23 -12

注) 1. ※の呼び径は、JISの規格外であり参考値である。

2. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所平均値とする。

3. (参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。

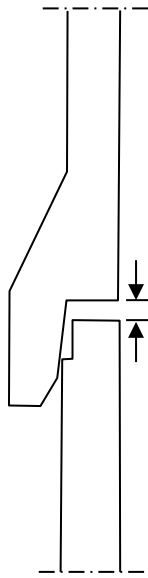
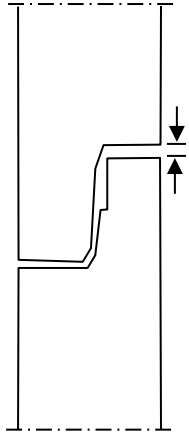
4. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700 mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。
また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800 mm以上に適用する。

(参考) ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

(1) 内面から計測する場合

B形及びNB形

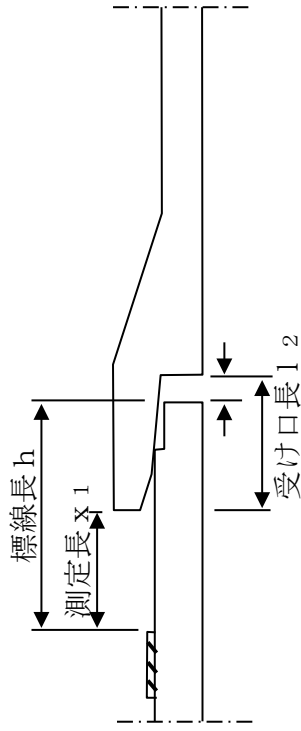
NC形



(2) 外面から計測する場合

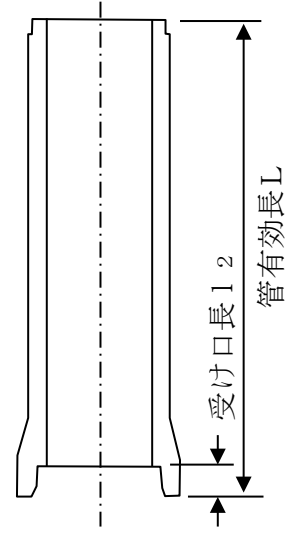
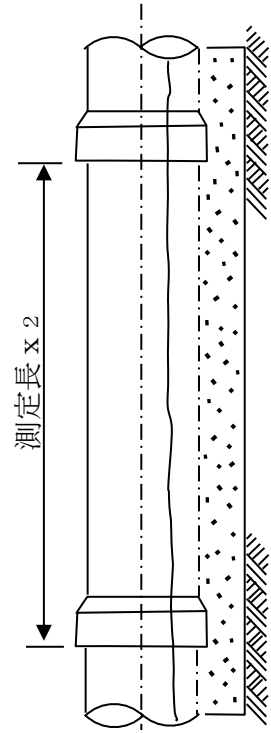
1) 標線による計測

ジョイント間隔=受け口長 l_2 - (標線長 h - 測定長 x_1)



2) 標線によらない計測 (参考)

ジョイント間隔=受け口長 l_2 - (管有効長 L - 測定長 x_2)



別表イ 管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔管理基準値

（単位：mm）

規格	JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1027		JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1027・1029		JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1027・1029		JIS G 5526・5527・及び JDP A G 1029	
	管理基準値	(参考) 規格値	管理基準値	(参考) 規格値	管理基準値	(参考) 規格値	標準値	管理基準値
呼び径(mm)	K 形		T 形		T 形 (異形管)		U 形	
75	+14	+19	0	+16	+11	0	—	—
100	+14	+19	0	+16	+11	0	—	—
150	+14	+19	0	+16	+11	0	—	—
200	+14	+19	0	+14	+10	0	—	—
250	+14	+19	0	+14	+10	0	—	—
300	+14	+19	0	+24	—	—	—	—
350	+22	+31	0	+24	—	—	—	—
400	+22	+31	0	+24	—	—	—	—
450	+22	+31	0	+24	—	—	—	—
500	+22	+31	0	+30	—	—	—	—
600	+22	+31	0	+30	—	—	—	—
700	+22	+31	0	+30	—	—	105	+23
800	+22	+31	0	+30	—	—	105	+23
900	+22	+31	0	+40	—	—	105	+23
1,000	+25	+36	0	+40	—	—	105	+23
1,100	+25	+36	0	+40	—	—	105	+23
1,200	+25	+36	0	+50	—	—	105	+23
1,350	+25	+36	0	+50	—	—	105	+23
1,500	+25	+36	0	+60	—	—	105	+23
1,600	+25	+40	0	+70	—	—	115	+24
1,650	+25	+45	0	+70	—	—	115	+24
1,800	+25	+45	0	+80	—	—	115	+24
2,000	+25	+50	0	+90	—	—	115	+24
2,100	+25	+55	0	—	—	—	115	+24
2,200	+25	+55	0	—	—	—	115	+24
2,400	+25	+60	0	—	—	—	115	+24
2,600	+25	+70	0	—	—	—	130	+24

注) 1 管理基準値は、接合時の値であり、4箇所の平均値とする。

2 (参考) 規格値は、埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。

3 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。

また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。

4 ダクタイル鋳鉄管のうち、K形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は別図のy寸法である。

yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。

注) 5 JDP A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管)の呼び径は以下のとおり。

・T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K形：300～2,600

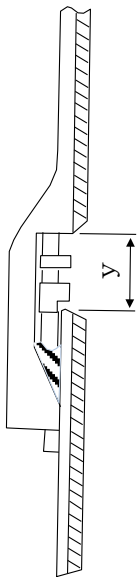
6 JDP A G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管)の呼び径は以下のとおり。

・T形：250～700、U形：800～2,600

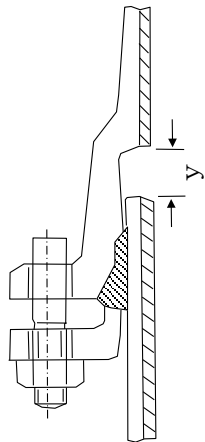
7 JDP A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管)のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄管)のK形に準じる。

8 JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)のK形、U形に準じる。

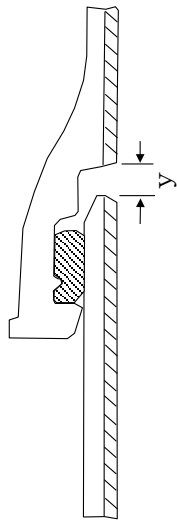
U形管



K形管



T形管



別表ウ 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値

（単位：mm）

規格	JIS A5350			
	B形、C形及びT形			
	標準値	管理基準値	良質地盤	軟弱地盤
呼び径(mm)			(参考) 規格値	
200	0	+10	0	+22
250	0	+10	0	+22
300	0	+10	0	+25
350	0	+10	0	+25
400	0	+10	0	+28
450	0	+10	0	+28
500	0	+15	0	+35
600	0	+15	0	+35
700	0	+15	0	+35
800	0	+15	0	+35
900	0	+15	0	+35
1,000	0	+20	0	+35
1,100	0	+20	0	+35
1,200	0	+20	0	+35
1,350	0	+20	0	+35
1,500	0	+20	0	+35
1,650	0	+25	0	+53
1,800	0	+25	0	+53
2,000	0	+25	0	+63
2,200	0	+25	0	+63
2,400	0	+25	0	+75
2,600	0	+25	0	+75
2,800	0	+25	0	+85
3,000	0	+25	0	+85

- 注) 1 管理基準値は、接合時の値であり、4箇所での平均値とする。
 2 (参考) 規格値は、埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 3 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、「埋戻後」の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表面、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 4 継手部の標準断面は、図のとおりであり、標準値は、Yの寸法である。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)とする。
 5 測定値は、受口部分長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。

